【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年7月30日
【発行者名】	三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長　鈴木 郁也
【本店の所在の場所】	東京都港区芝3丁目33番1号
【事務連絡者氏名】	ファンド・レポーティング部長　橋詰 廣志
【電話番号】	03-6737-0521
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	DC新興国株式インデックス・オープン
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】	上限10兆円
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

DC新興国株式インデックス・オープン

当ファンドは確定拠出年金制度のための専用ファンドです。従って、確定拠出年金法第8条第1項に規定する事業主による資産管理契約の相手方及び同法第55条に規定する個人型年金に係る規約を作成した国民年金基金連合会（同法第61条に基づいて事務を委託された者を含みます。）による取得の申込みのみの取扱いとなります。

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

①追加型証券投資信託の振替内国投資信託受益権（以下「受益権」といいます。）です。

②委託会社である三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

③当ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、下記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載又は記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載又は記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3)【発行（売出）価額の総額】

10兆円を上限とします。

(4)【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額（※）とします。

※「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。基準価額につきましては、販売会社へお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、下記「(8)申込取扱場所」に記載の照会先までお問い合わせください。また、基準価額は原則として、委託会社ホームページ（http://www.smtam.jp/）でご覧いただけます。

(5)【申込手数料】

ありません。

(6)【申込単位】

1円以上1円単位とします。

(7)【申込期間】

平成25年7月31日から平成26年8月12日までとします。

継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を関東財務局長に提出することにより更新されます。

(8)【申込取扱場所】

下記の照会先にお問い合わせください。

（照会先）

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
ホームページ：http://www.smtam.jp/
フリーダイヤル：0120-668001
（受付時間は営業日の午前9時から午後5時までとします。）

(9)【払込期日】

取得申込者は、販売会社が定める期日までに、お申込みに係る金額を販売会社に支払うものとします。継続申込みに係る発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、販売会社により、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社（以下「委託会社」又は「委託者」ということがあります。）の指定する口座を経由して、三井住友信託銀行株式会社（以下「受託会社」又は「受託者」ということがあります。）の指定する当ファンド口座に払い込まれます。

(10)【払込取扱場所】

取得申込みを受け付けた販売会社とします。販売会社の詳細につきましては、上記「(8)申込取扱場所」に記載の照会先までお問い合わせください。

(11)【振替機関に関する事項】

振替機関は、下記の通りです。
株式会社証券保管振替機構

(12)【その他】

①受益権の取得申込みの方法

販売会社所定の方法でお申し込みください。
取得申込みの取扱いは、営業日の午後3時までとさせていただきます。なお、当該時間を過ぎてのお申込みは翌営業日の取扱いとさせていただきます。
当ファンドは「分配金再投資コース」（収益分配金が自動的に当ファンドの受益権に無手数料で再投資されるコース）専用ファンドです。このため受益権の取得申込者は、申込みの際に販売会社との間で、分配金再投資に関する契約を締結していただきます。

②受益権の取得申込みの受付の中止等

分配金再投資コースの収益分配金の再投資の場合を除き、取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所及び金融商品取引法第2条第17項に規定する取引所金融商品市場並びに金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場及び当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止、投資対象国における非常事態による市場閉鎖その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は受益権の取得申込みの受付を中止すること、及びすでに受け付けた取得申込みを取り消すことができます。

③受付不可日

分配金再投資に関する契約に基づいて収益分配金を再投資する場合を除き、申込日当日が下記のうちのいずれかの場合は、申込みを受け付けないものとします。
ニューヨークの取引所の休業日
ロンドンの取引所の休業日
香港の取引所の休業日
ニューヨークの銀行休業日
ロンドンの銀行休業日
香港の銀行休業日

④振替受益権について

当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則に従って取り扱われるものとします。

当ファンドの収益分配金、償還金、一部解約金は、社振法及び上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

①ファンドの目的

取引所に上場されている新興国の株式（ＤＲ（預託証券）を含みます。）に投資し、MSCI エマージング・マーケット・インデックス（円換算ベース）に連動する投資成果を目指します。

※ＤＲ（預託証券）とは、ある国の企業の株式を海外でも流通させるために、その会社の株式を銀行等に預託し、その代替として海外で発行する証券のことで、株式と同様に取引所等で取引されます。

②信託金限度額

上限 2,000億円

ただし、委託会社は受託会社と合意の上、限度額を変更することができます。

③基本的性格

一般社団法人投資信託協会が定める分類方法における、当ファンドの商品分類及び属性区分は下記の通りです。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉）	補足分類
単位型投信 追加型投信	国内 海外 内外	株式 債券 不動産投信 その他資産 （　） 資産複合	インデックス型 特殊型

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス

株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 （　） 不動産投信 その他資産 （投資信託証券（株式 一般）） 資産複合 （　） 資産配分固定型 資産配分変更型	年1回 年2回 年4回 年6回 （隔月） 年12回 （毎月） 日々 その他 （　）	グローバル 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 （中東） エマージング	ファミリーファンド ファンド・オブ・ファンズ	あり （　） なし	日経225 TOPIX その他 （MSCI エマージング・マーケット・インデックス（円換算ベース））

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。
※属性区分表に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

（用語の定義について）
当ファンドが該当する商品分類及び属性区分に係る用語の定義は下記の通りです。
なお、これ以外の用語の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページhttp://www.toushin.or.jp/をご覧ください。

商品分類
「追加型投信」…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
「海 外」…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
「株 式」…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
「インデックス型」…目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。

属性区分
「その他資産（投資信託証券）」…目論見書又は投資信託約款において、株式、債券、不動産投信以外の資産に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
「株式 一般」…大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。
当ファンドでは主要投資対象の投資信託証券を通じて株式に投資します。このため、収益の源泉となる資産を記載する商品分類表の投資対象資産が「株式」であるのに対して、組み入れている資産そのものを記載する属性区分表の投資対象資産は「その他資産（投資信託証券）」となっています。
「年1回」…目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
「エマージング」…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

「ファミリーファンド」…目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資する旨の記載があるものをいいます。

「なし」…目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

「その他（MSCI エマージング・マーケット・インデックス（円換算ベース））」…目論見書又は投資信託約款において、日経225又はTOPIXにあてはまらない指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。

④ファンドの特色

1．取引所に上場されている新興国の株式（ＤＲ（預託証券）を含みます。）を主要投資対象とし、ファミリーファンド方式で運用を行います。

・原則として、為替ヘッジは行いません。

2．MSCI エマージング・マーケット・インデックス（円換算ベース）に連動する投資成果を目指します。

？　MSCI エマージング・マーケット・インデックス（円換算ベース）とは

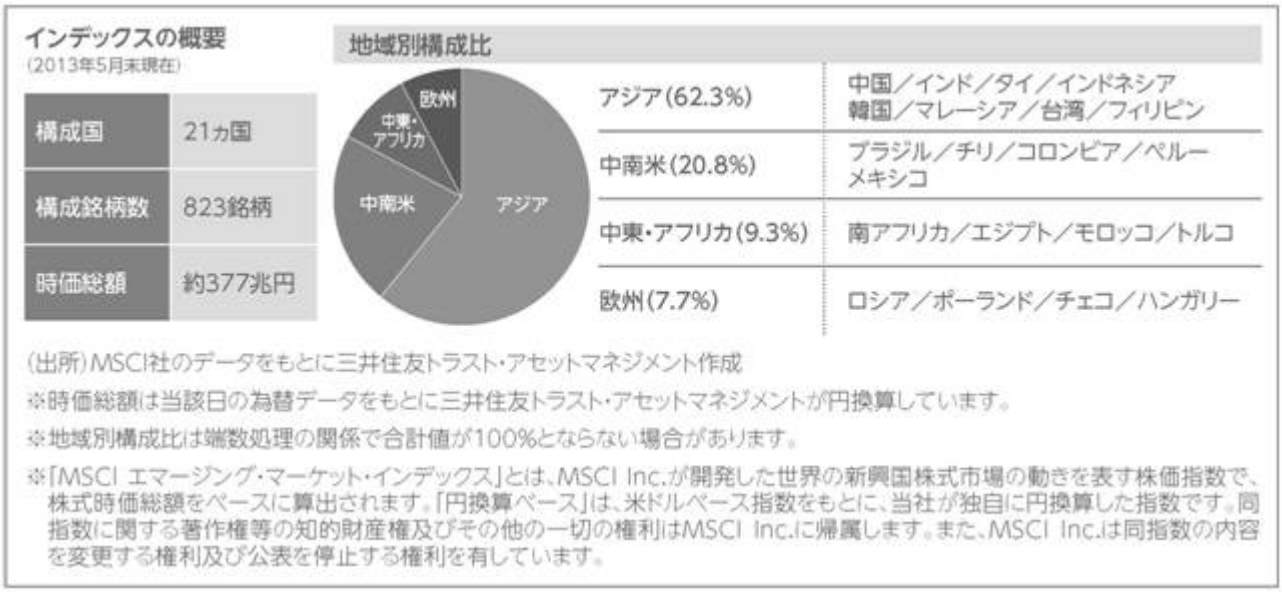

資金動向、市況動向、信託財産の規模等によっては、前記の運用ができない場合があります。

(2)【ファンドの沿革】

平成21年9月17日	当ファンドの投資信託契約締結、設定、運用開始
平成24年4月1日	当ファンドの名称を「すみしん DC新興国株式インデックス・オープン」から「DC新興国株式インデックス・オープン」に変更 当ファンドの主要投資対象である「住信 新興国株式インデックス マザーファンド」の名称を「新興国株式インデックス マザーファンド」に変更

(3)【ファンドの仕組み】

①ファミリーファンド方式での運用

ファミリーファンド方式（※）で運用します。

※ファミリーファンド方式とは、投資者の皆様からお預かりした資金をまとめてベビーファンド（DC新興国株式インデックス・オープン）とし、その資金をマザーファンド（新興国株式インデックス マザー

ファンド）に投資して、その実質的な運用はマザーファンドで行う仕組みです。

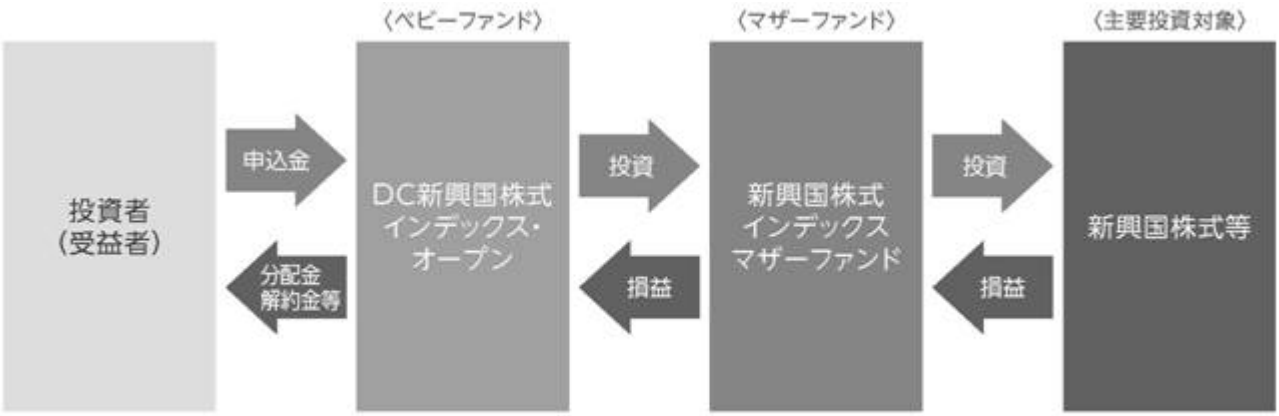

※マザーファンドの運用にあたっては、年金運用など豊富な運用ノウハウを持つ三井住友信託銀行からの投資助言を受けます。

〈マザーファンドの概要〉

マザーファンド	主な投資対象・投資地域	運用の基本方針
新興国株式インデックス マザーファンド	取引所に上場されている新興国の株式（DR（預託証券）を含みます。）	この投資信託は、主として取引所に上場されている新興国の株式（DR（預託証券）を含みます。）に投資し、MSCI エマージング・マーケット・インデックス（円換算ベース）に連動する投資成果を目標として運用を行います。

②当ファンドの関係法人

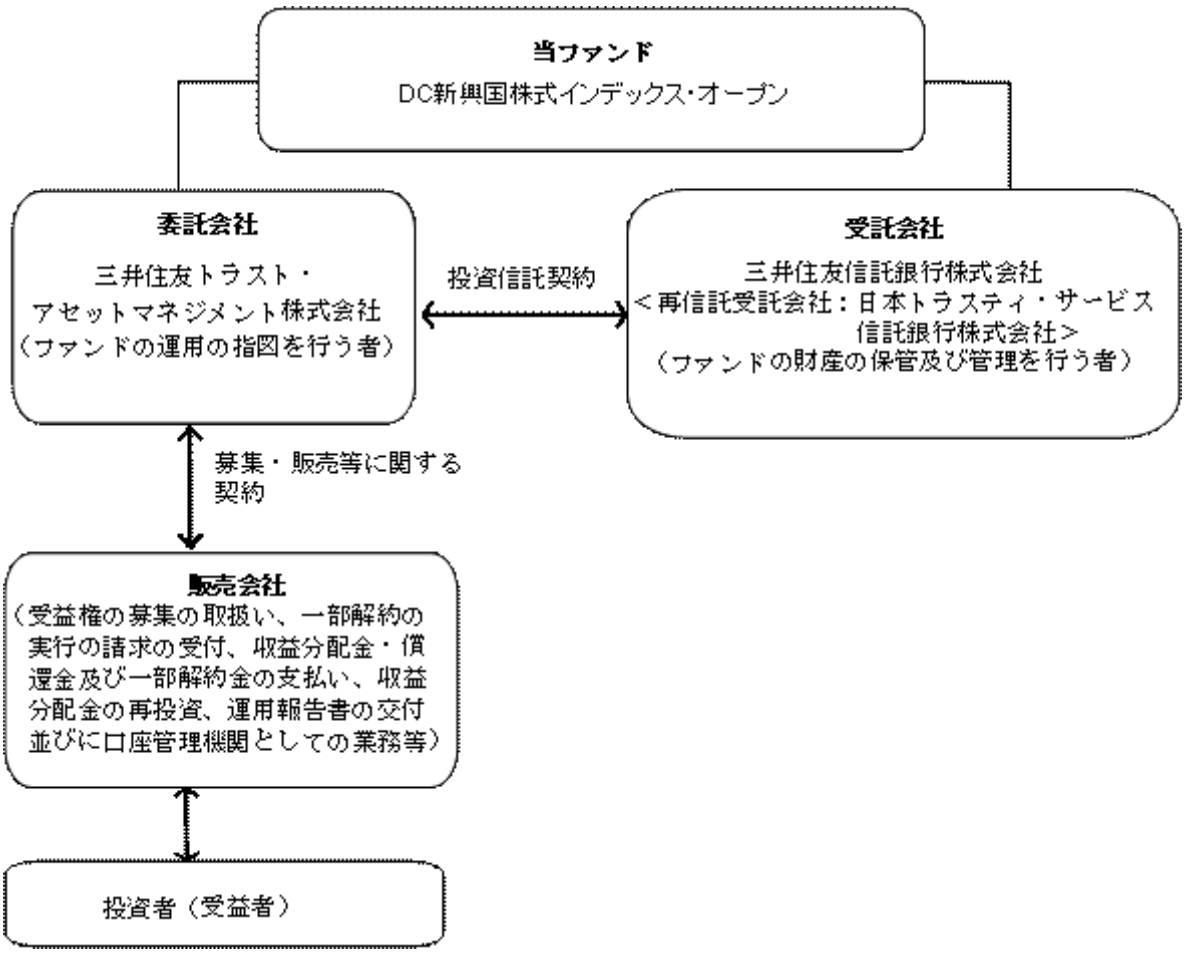

③委託会社の概況

イ．資本金の額：3億円（平成25年5月31日現在）

ロ．委託会社の沿革

昭和61年11月 1日　：　住信キャピタルマネジメント株式会社設立
昭和62年 2月20日　：　投資顧問業の登録
昭和62年 9月 9日　：　投資一任契約に係る業務の認可
平成 2年10月 1日　：　住信投資顧問株式会社に商号変更
平成11年 2月15日　：　住信アセットマネジメント株式会社に商号変更
平成11年 3月25日　：　証券投資信託委託業の認可
平成19年 9月30日　：　金融商品取引法施行に伴う金融商品取引業者の登録
（登録番号：関東財務局長（金商）第347号）
平成24年 4月 1日　：　中央三井アセットマネジメント株式会社と合併し、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社に商号変更

ハ．大株主の状況（平成25年5月31日現在）

株 主 名	住　　所	持株数	持株比率
三井住友トラスト・ホールディングス株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	3,000株	100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

①基本方針

当ファンドは、確定拠出年金法（平成13年法律第88号）に基づく確定拠出年金制度のための専用ファンドとして、主として「新興国株式インデックス マザーファンド」（以下「マザーファンド」ということがあります。）の受益証券（以下「マザーファンド受益証券」ということがあります。）への投資を通じて、MSCI エマージング・マーケット・インデックス（円換算ベース）に連動する投資成果を目標として運用を行います。

②投資対象

マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所及び金融商品取引法第2条第17項に規定する取引所金融商品市場並びに金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場及び当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。）に上場されている新興国の株式（ＤＲ（預託証券）を含みます。）等に直接投資することがあります。

③投資態度

1)主として、マザーファンド受益証券に投資し、MSCI エマージング・マーケット・インデックス（円換算ベース）に連動する投資成果を目標として運用を行います。

2)株式（ＤＲ（預託証券）を含みます。）の実質組入比率は、原則として、高位を維持します。

3)実質組入外貨建資産に対する為替ヘッジは、原則として行いません。

4)投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスク及び為替変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係る先物取引、金利に係るオプション取引、通貨に係る先物取引及び通貨に係るオプション取引並びに委託会社が適当と認める外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことができます。また、異なった通貨、異なった受取金利又は異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引、並びに金利先渡取引及び為替先渡取引を行うことができます。

5)ただし、資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等並びに投資信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

①投資の対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1.次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、投資信託約款第21条、第22条及び第23条に定めるものに限ります。）

ハ．金銭債権

ニ．約束手形

2.次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

②有価証券の指図範囲

委託会社は、信託金を主として、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された「新興国株式インデックス マザーファンド」の受益証券並びに次に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1.株券又は新株引受権証書
2.国債証券
3.地方債証券
4.特別の法律により法人の発行する債券
5.社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6.資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7.特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8.協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9.資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券又は新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10.コマーシャル・ペーパー
11.新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）及び新株予約権証券
12.外国又は外国の者の発行する証券又は証書で、第1号から第11号の証券又は証書の性質を有するもの
13.投資信託又は外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14.投資証券もしくは投資法人債券又は外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15.外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16.オプションを表示する証券又は証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
17.預託証書（金融商品取引法第2条第１項第20号で定めるものをいいます。）
18.外国法人が発行する譲渡性預金証書
19.指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
20.抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
21.貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22.外国の者に対する権利で第21号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券又は証書、第12号並びに第17号の証券又は証書のうち第1号の証券又は証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券及び第12号並びに第17号の証券又は証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するもの、及び第14号に記載する証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、第13号及び第14号の証券（「投資法人債券」を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

③金融商品の指図範囲

イ．委託会社は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1.預金
2.指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3.コール・ローン
4.手形割引市場において売買される手形

5.貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6.外国の者に対する権利で第5号の権利の性質を有するもの

ロ．上記②の規定にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を上記イ．に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

（参考）マザーファンドの概要

「新興国株式インデックス マザーファンド」の概要

１．基本方針

この投資信託は、主として取引所に上場されている新興国の株式（ＤＲ（預託証券）を含みます。）に投資し、MSCI エマージング・マーケット・インデックス（円換算ベース）に連動する投資成果を目標として運用を行います。

２．運用方法

(1)投資対象

取引所に上場されている新興国の株式（ＤＲ（預託証券）を含みます。）を主要投資対象とします。なお、MSCI エマージング・マーケット・インデックスの騰落率に償還価格が概ね連動する債券を活用することがあります。

(2)投資態度

①主として、取引所に上場されている新興国の株式（ＤＲ（預託証券）を含みます。）に投資し、MSCI エマージング・マーケット・インデックス（円換算ベース）に連動する投資成果を目標として運用を行います。なお、MSCI エマージング・マーケット・インデックスの騰落率に償還価格が概ね連動する債券を活用することがあります。

②株式（ＤＲ（預託証券）を含みます。）の組入比率は、原則として、高位を維持します。

③組入外貨建資産に対する為替ヘッジは、原則として行いません。

④投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスク及び為替変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係る先物取引、金利に係るオプション取引、通貨に係る先物取引及び通貨に係るオプション取引並びに委託会社が適当と認める外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことができます。また、異なった通貨、異なった受取金利又は異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引、並びに金利先渡取引及び為替先渡取引を行うことができます。

⑤ただし、資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等並びに投資信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

３．運用制限

①株式（新株引受権証券及び新株予約権証券を含みます。）への投資割合には制限を設けません。

②外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

③投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

(3)【運用体制】

ファンドの運用体制は以下の通りです。記載された体制、委員会等の名称、人員等は、平成25年7月30日現在のものであり、今後変更されることがあります。

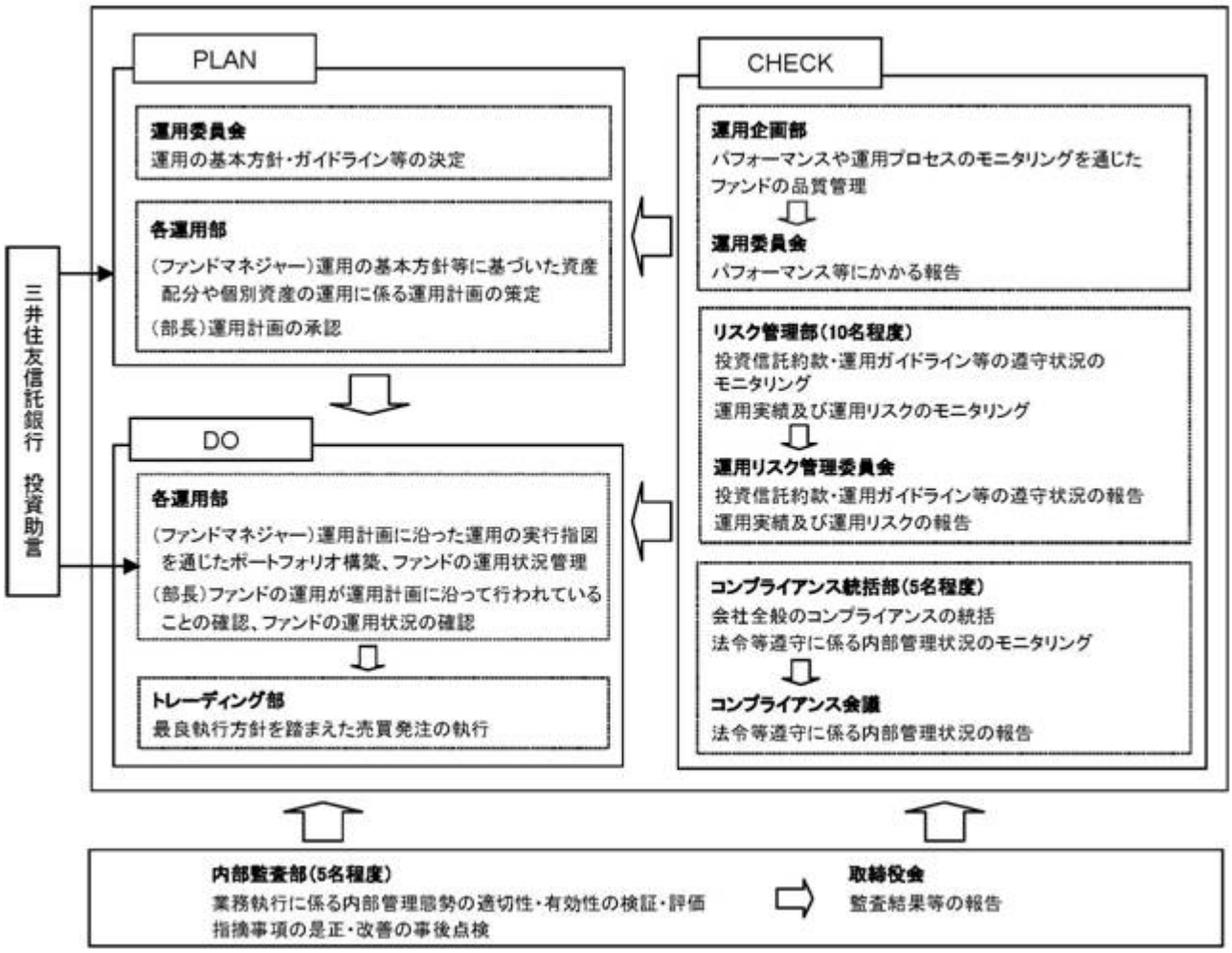

委託会社では社内規定を定めて運用に係る組織及びその権限と責任を明示するとともに、運用を行うに当たって遵守すべき基本的な事項を含め、運用とリスク管理を適正に行うことを目的とした運用等に係る業務規則を定めています。

委託会社は、受託会社又は再信託受託会社に対して、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、外部監査法人による内部統制の整備及び運用状況の報告書を再信託受託会社より受け取っております。

(4)【分配方針】

①分配方針

年1回の毎決算時（決算日は毎年5月10日。ただし当日が休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき、分配を行います。

イ．分配対象額の範囲

経費控除後の繰越分を含めた配当等収益及び売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

ロ．分配対象額についての分配方針

委託会社が、基準価額水準、市況動向等を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。

ハ．留保益の運用方針

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

※将来の分配金の支払い及びその金額について保証するものではありません。

②収益の分配

イ．投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

（イ）配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料及びこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、投資信託財産に係る会計監査費用（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」といいます。）を含みます。）、信託報酬及び当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

（ロ）売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、投資信託財産に係る会計監査費用（消費税等を含みます。）、信託報酬及び当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

ロ．毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(5)【投資制限】

①約款に定める投資制限

イ．株式（新株引受権証券及び新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合には制限を設けません。

ロ．外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

ハ．投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

ニ．投資する株式等の範囲

（イ）委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当又は社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券については、この限りではありません。

（ロ）上記（イ）の規定にかかわらず、上場予定又は登録予定の株式、新株引受権証券及び新株予約権証券で目論見書等において上場又は登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

ホ．信用取引の指図範囲

（イ）委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡し又は買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

（ロ）上記（イ）の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社が発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1.投資信託財産に属する株券及び新株引受権証書の権利行使により取得する株券

2.株式分割により取得する株券

3.有償増資により取得する株券

4.売出しにより取得する株券

5.投資信託財産に属する転換社債の転換請求及び新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）の新株予約権の行使により取得可能な株券

6.投資信託財産に属する新株引受権証券及び新株引受権付社債券の新株引受権の行使、並びに投資信託財産に属する新株予約権証券及び新株予約権付社債券の新株予約権（第5号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

ヘ．先物取引等の運用指図

（イ）委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）及び有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）並びに委託会社が適当と認める外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことを指図することができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。（以下同じ。）

（ロ）委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、並びに為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引及びオプション取引並びに委託会社が適当と認める外国の取引所等における通貨に係る先物取引及びオプション取引を行うことを指図することができます。

（ハ）委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引及びオプション取引並びに委託会社が適当と認める外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことを指図することができます。

ト．スワップ取引の運用指図

（イ）委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスク及び為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利、又は異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことを指図することができます。

（ロ）スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

（ハ）スワップ取引の指図にあたっては、当該投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。

チ．金利先渡取引及び為替先渡取引の運用指図

（イ）委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスク及び為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うことを指図することができます。

（ロ）金利先渡取引及び為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約可能なものについてはこの限りではありません。

（ハ）金利先渡取引の指図にあたっては、当該投資信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額と、マザーファンドの投資信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産に係るヘッジ対象とする金利商品（以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額と、マザーファンドの投資信託財産に係るヘッジ対象金利商品の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額を超えないものとします。また、為替先渡取引の指図にあたっては、当該投資信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額と、マザーファンドの投資信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産に係るヘッジ対象とする外貨建資産（以下「ヘッジ対象外貨建資産」といいます。）の時価総額と、マザーファンドの投資信託財産に係るヘッジ対象外貨建資産の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額を超えないものとします。

リ．有価証券の貸付の指図及び範囲

委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式及び公社債を次のa.及びb.の範囲内で貸付の指図をすることができます。

a.株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

b.公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

ヌ．外国為替予約取引の指図

（イ）委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

（ロ）上記（イ）の指図は、投資信託財産に係る為替の買予約とマザーファンドの投資信託財産に係る為替の買予約のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額と、投資信託財産に係る為替の売予約とマザーファンドの投資信託財産に係る為替の売予約のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額との差額につき円換算した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。

ル．資金の借入れ

（イ）委託会社は、投資信託財産の効率的な運用並びに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当（一部解約に伴う支払資金の手当のために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、又は再投資に係る収益分配金の支払資金の手当を目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図を行うことができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

（ロ）一部解約に伴う支払資金の手当に係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間又は受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金及び有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における投資信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

（ハ）収益分配金の再投資に係る借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

（ニ）借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。

②関連法令に基づく投資制限

イ．デリバティブ取引に係る投資制限

（金融商品取引法、金融商品取引業等に関する内閣府令）

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社等が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券又はオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。）を行い、又は継続することを内容とした運用を行わないものとします。

ロ．同一の法人の発行する株式への投資制限

（投資信託及び投資法人に関する法律、同法施行規則）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

(1)ファンドのリスク

●当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。従って、投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

●信託財産に生じた利益及び損失は、全て投資者の皆様に帰属します。

●投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドの主なリスクは以下の通りです。

①株価変動リスク

株価は、発行者の業績、経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化や国内外の経済情勢等により変動します。株価が下落した場合は、基準価額の下落要因となります。

②為替変動リスク

為替相場は、各国の経済状況、政治情勢等の様々な要因により変動します。投資先の通貨に対して円高となった場合には、基準価額の下落要因となります。

③信用リスク

有価証券の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、利払い、償還金、借入金等をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなった場合、又はそれが予想される場合には、有価証券の価格は下落し、基準価額の下落要因となる可能性があります。

④カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化、外国為替規制、資本規制、税制の変更等の事態が生じた場合、又はそれが予想される場合には、方針に沿った運用が困難になり、基準価額の下落要因となる可能性があります。また、新興国への投資は先進国に比べ、上記のリスクが高まる可能性があります。

⑤流動性リスク

時価総額が小さい、取引量が少ない等流動性が低い市場、あるいは取引規制等の理由から流動性が低下している市場で有価証券等を売買する場合、市場の実勢と大きく乖離した水準で取引されることがあり、その結果、基準価額の下落要因となる可能性があります。

※当ファンドのリスクは、上記に限定されるものではありません。

＜その他の留意点＞

①ファンドは、MSCI エマージング・マーケット・インデックス（円換算ベース）と連動する投資成果を目標として運用を行いますが、ファンドへの入出金、個別銘柄の実質組入比率の違い、売買コストや信託報酬等の影響等から、ファンドの基準価額騰落率と上記インデックスの騰落率は必ずしも一致しません。

②同じマザーファンドに投資する他のベビーファンドの資金変動等に伴いマザーファンドにおいて有価証券の売買等が発生した場合、基準価額に影響を与えることがあります。

③分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益及び評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

④ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

⑤確定拠出年金制度の加入者等はファンドの受益者ではありませんが、当該加入者等がファンドのリスクを実質的に負うこととなります。

(2) リスクの管理体制

委託会社におけるリスク管理体制

①運用部門から独立したリスク管理部及びコンプライアンス統括部が、運用に関するリスク管理と法令等遵守状況のモニタリングを担当し、毎月開催される運用リスク管理委員会及びコンプライアンス会議に報告します。

②内部監査部は、業務執行に係る内部管理態勢の適切性・有効性を独立した立場から検証・評価し、監査結果等を取締役会に報告するとともに、指摘事項の是正・改善状況の事後点検を行います。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

ありません。

(2)【換金（解約）手数料】

ありません。

(3)【信託報酬等】

信託報酬等の額及び支弁の方法

①信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年率 0.609%（税抜 0.58%）を乗じて得た額とします。その配分は下記の通りです。

委託会社	年率 0.2625%	（税抜 0.25%）
販売会社	年率 0.2835%	（税抜 0.27%）
受託会社	年率 0.063%	（税抜 0.06%）

②信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日及び毎計算期末又は信託終了のときに投資信託財産中から支弁します。

③信託報酬に係る消費税等相当額を、信託報酬支弁のときに投資信託財産中から支弁します。

(4)【その他の手数料等】

①投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用及び受託会社の立て替えた立替金の利息（「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、そのつど投資信託財産中から支弁します（マザーファンドにおいて負担する場合を含みます。）。

②借入金の利息は、受益者の負担とし、原則として借入金返済時に投資信託財産中から支弁します。

③当ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に対する消費税等相当額、先物取引・オプション取引に要する費用、組入資産の保管に要する費用（消費税等相当額を含みます。）等は、受益者の負担とし、取引のつど投資信託財産中から支弁します（マザーファンドにおいて負担する場合を含みます。）。

④投資信託財産の財務諸表の監査に要する費用（消費税等相当額を含みます。）は、受益者の負担とし、毎計算期末又は信託終了のときに投資信託財産中から支弁します。

⑤これらの手数料等は、運用状況等により変動するなどの理由により、事前に料率、上限額等を示すことができません。

⑥当ファンドは、ご解約時に信託財産留保額（※）の控除はありません。ただし、当ファンドが保有するマザーファンドの受益証券の解約に伴う信託財産留保額を、当ファンドが負担します。

※「信託財産留保額」とは、償還時まで投資を続ける投資者との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、信託期間満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額をいい、投資信託財産に繰り入れられます。

手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、上限額等を事前に示すことができません。

(5)【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取り扱われます。

確定拠出年金の課税上の取扱いは、下記の通りとなります。

受益者が確定拠出年金法に規定する資産管理機関及び国民年金基金連合会である場合は、当ファンドの毎決算時の収益分配金、一部解約金及び償還金について、所得税及び地方税が課されることはありません。な

お、確定拠出年金制度の加入者等については、確定拠出年金の積立金の運用に係る税制が適用されます。

※上記は、平成25年5月31日現在のものですので、税法もしくは確定拠出年金法が改正された場合は、内容が変更されることがあります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

(平成25年5月31日現在)

資産の種類	国／地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	3,071,121,362	100.00
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		49,062	0.00
合計(純資産総額)		3,071,170,424	100.00

(注1)国／地域は、発行体の所在地によって記載しております。
(注2)投資比率とは、本ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

a．投資有価証券の主要銘柄

(平成25年5月31日現在)

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額(円)		評価額(円)		投資比率(%)
				単価	金額	単価	金額	
日本	親投資信託受益証券	新興国株式インデックスマザーファンド	1,411,944,905	2.2527	3,180,700,333	2.1751	3,071,121,362	100.00

(注1)国／地域は、発行体の所在地によって記載しております。
(注2)投資比率は、本ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

b．投資有価証券の種類別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	100.00
合計	100.00

(注)投資比率は、本ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

c．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

①【純資産の推移】

	純資産総額(円)		1万口当たりの純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期計算期間末 (平成22年 5月10日)	1,096,658	1,096,658	10,248	10,248
第2期計算期間末 (平成23年 5月10日)	315,239,650	315,239,650	11,363	11,363
第3期計算期間末 (平成24年 5月10日)	1,524,286,670	1,524,286,670	9,527	9,527
第4期計算期間末 (平成25年 5月10日)	3,104,451,295	3,104,451,295	13,326	13,326
平成24年 5月末日	1,454,585,554	—	8,782	—

6月末日	1,590,325,892	―	8,881	―
7月末日	1,695,001,965	―	9,185	―
8月末日	1,747,210,338	―	9,212	―
9月末日	1,877,521,644	―	9,639	―
10月末日	1,964,478,393	―	9,840	―
11月末日	2,101,014,952	―	10,243	―
12月末日	2,309,566,554	―	11,310	―
平成25年 1月末日	2,582,959,853	―	12,110	―
2月末日	2,653,748,334	―	12,060	―
3月末日	2,717,792,363	―	12,085	―
4月末日	2,817,052,564	―	12,552	―
5月末日	3,071,170,424	―	12,856	―

②【分配の推移】

期 間	1万口当たりの分配金(円)
第1期計算期間(平成21年 9月17日～平成22年 5月10日)	0
第2期計算期間(平成22年 5月11日～平成23年 5月10日)	0
第3期計算期間(平成23年 5月11日～平成24年 5月10日)	0
第4期計算期間(平成24年 5月11日～平成25年 5月10日)	0

③【収益率の推移】

期 間	収益率(%)
第1期計算期間(平成21年 9月17日～平成22年 5月10日)	2.5
第2期計算期間(平成22年 5月11日～平成23年 5月10日)	10.9
第3期計算期間(平成23年 5月11日～平成24年 5月10日)	△16.2
第4期計算期間(平成24年 5月11日～平成25年 5月10日)	39.9

(注1)収益率とは、各計算期間末の基準価額(分配付)から前計算期間末の基準価額(分配落)を控除した額を前計算期間末の基準価額(分配落)で除して得た数に100を乗じて得た数字です。
(注2)小数第2位を四捨五入しております。

(4)【設定及び解約の実績】

期 間	設定口数(口)	解約口数(口)	発行済み口数(口)
第1期計算期間 (平成21年 9月17日～平成22年 5月10日)	1,117,455	47,384	1,070,071
第2期計算期間 (平成22年 5月11日～平成23年 5月10日)	299,469,510	23,104,351	277,435,230
第3期計算期間 (平成23年 5月11日～平成24年 5月10日)	1,432,573,419	109,965,347	1,600,043,302
第4期計算期間 (平成24年 5月11日～平成25年 5月10日)	1,075,255,785	345,700,742	2,329,598,345

(注)当該計算期間中において、本邦外における設定または解約の実績はありません。

(参考情報)

新興国株式インデックス マザーファンド

(1)投資状況

(平成25年5月31日現在)

資産の種類	国／地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	韓国	2,862,349,824	14.38

	ブラジル	2,317,070,489	11.64
	台湾	2,113,999,632	10.62
	中国	1,994,576,852	10.02
	インド	1,337,888,507	6.72
	南アフリカ	1,266,730,776	6.36
	ロシア	1,080,337,271	5.43
	メキシコ	985,908,872	4.95
	香港	833,090,471	4.19
	マレーシア	742,909,426	3.73
	ケイマン	684,226,814	3.44
	インドネシア	624,333,894	3.14
	タイ	546,746,120	2.75
	トルコ	411,224,016	2.07
	チリ	353,308,911	1.78
	ポーランド	296,700,463	1.49
	フィリピン	203,781,367	1.02
	コロンビア	178,792,090	0.90
	バミューダ	146,593,512	0.74
	チェコ	56,113,090	0.28
	エジプト	51,309,356	0.26
	ハンガリー	43,931,923	0.22
	ペルー	25,756,413	0.13
	アメリカ	20,838,385	0.10
	モロッコ	14,747,733	0.07
	ルクセンブルク	5,860,969	0.03
	小計	19,199,127,176	96.47
投資信託受益証券	南アフリカ	38,934,051	0.20
	ブラジル	35,757,053	0.18
	メキシコ	6,988,485	0.04
	小計	81,679,589	0.41
投資証券	メキシコ	17,127,412	0.09
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		603,690,629	3.03
合計(純資産総額)		19,901,624,806	100.00

(注1)国／地域は、発行体の所在地によって記載しております。
(注2)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2)投資資産

① 投資有価証券の主要銘柄

a．投資有価証券の主要銘柄

(平成25年5月31日現在)

国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿価額(円)		評価額(円)		投資比率(%)
					単価	金額	単価	金額	
韓国	株式	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	半導体・半導体製造装置	5,552	121,901.80	676,798,836	139,268.79	773,220,377	3.89
台湾	株式	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFAC	半導体・半導体製造装置	1,242,389	309.84	384,942,176	371.79	461,920,230	2.32
香港	株式	CHINA MOBILE (HONG KONG) LIMITED-R	電気通信サービス	303,000	1,123.74	340,495,320	1,077.58	326,507,043	1.64

中国	株式	CHINA CONSTRUCTION BANK-H	銀行	3,623,620	74.96	271,654,915	82.74	299,820,130	1.51
中国	株式	IND&COMM BK OF CHINA-H	銀行	3,622,515	66.56	241,124,683	70.49	255,359,414	1.28
ロシア	株式	GAZPROM OAO-SPON ADR	エネルギー	292,379	913.71	267,151,549	761.88	222,759,291	1.12
ケイマン	株式	TENCENT HOLDINGS LTD	ソフトウェア・サービス	51,400	3,468.85	178,299,084	4,010.63	206,146,587	1.04
ブラジル	株式	PETROBRAS - PETROLEO BRAS-PR	エネルギー	212,540	981.99	208,714,054	951.60	202,254,976	1.02
メキシコ	株式	AMERICA MOVIL-SAB DE C-SER L	電気通信サービス	1,966,340	123.87	243,582,581	101.08	198,776,917	1.00
ブラジル	株式	ITAU UNIBANCO HOLDING SA	銀行	126,390	1,311.72	165,788,667	1,536.47	194,195,328	0.98
ロシア	株式	SBERBANK-SPONSORED ADR	銀行	146,151	1,120.82	163,810,370	1,275.87	186,471,108	0.94
中国	株式	BANK OF CHINA LTD-H	銀行	3,788,200	41.23	156,196,895	48.47	183,620,115	0.92
ブラジル	株式	BANCO BRADESCO SA-PREF	銀行	106,700	1,415.46	151,030,236	1,613.66	172,177,564	0.87
ロシア	株式	LUKOIL-SPON ADR	エネルギー	26,964	6,044.13	162,973,934	6,126.44	165,193,570	0.83
香港	株式	CNOOC LTD-R	エネルギー	898,000	207.84	186,645,380	179.29	161,004,934	0.81
南アフリカ	株式	MTN GROUP LTD	電気通信サービス	85,719	1,699.51	145,680,459	1,799.51	154,252,797	0.78
ブラジル	株式	CIA DE BEBIDAS DAS AME-PREF	食品・飲料・タバコ	37,200	3,890.75	144,736,262	4,024.56	149,713,743	0.75
韓国	株式	HYUNDAI MOTOR CO	自動車・自動車部品	7,842	19,425.70	152,336,361	18,896.89	148,189,489	0.74
南アフリカ	株式	NASPERS LTD-N SHS	メディア	19,911	5,517.51	109,859,271	7,362.89	146,602,701	0.74
ブラジル	株式	VALE SA-PREF A	素材	102,415	1,735.67	177,759,350	1,408.47	144,249,192	0.72
ブラジル	株式	PETROBRAS - PETROLEO BRAS	エネルギー	151,500	1,005.87	152,389,752	897.91	136,034,304	0.68
台湾	株式	HON HAI PRECISION INDUSTRY	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	510,048	308.16	157,178,858	260.93	133,089,884	0.67
中国	株式	PETROCHINA CO LTD-H	エネルギー	1,068,000	133.75	142,850,893	120.39	128,584,209	0.65
インド	株式	HOUSING DEVELOPMENT FINANCE	銀行	75,895	1,441.46	109,399,642	1,676.51	127,238,916	0.64
南アフリカ	株式	SASOL LTD	エネルギー	26,349	3,725.28	98,157,508	4,514.69	118,957,830	0.60
中国	株式	CHINA PETROLEUM & CHEMICAL-H	エネルギー	998,000	106.84	106,636,198	106.06	105,852,071	0.53
メキシコ	株式	FOMENTO ECONOMICO MEXICA-UBD	食品・飲料・タバコ	96,840	928.87	89,951,896	1,083.59	104,934,942	0.53
中国	株式	CHINA LIFE INSURANCE CO-H	保険	385,000	300.32	115,626,489	268.41	103,340,930	0.52
インド	株式	RELIANCE INDUSTRIES LTD	エネルギー	66,754	1,432.23	95,607,379	1,514.60	101,106,142	0.51
インド	株式	HDFC BANK LTD	銀行	75,362	1,162.49	87,607,616	1,312.52	98,914,245	0.50

(注1)国／地域は、発行体の所在地によって記載しております。
(注2)投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

b．投資有価証券の種類別投資比率

種類	投資比率(%)
株式	96.47
投資信託受益証券	0.41
投資証券	0.09
合計	96.97

(注)投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

c．投資株式の業種別投資比率

種類	国内／外国	業種	投資比率(%)
株式	外国	エネルギー	11.34
		素材	9.31
		資本財	4.46
		商業・専門サービス	0.09
		運輸	1.66

		自動車・自動車部品	3.40
		耐久消費財・アパレル	0.87
		消費者サービス	0.58
		メディア	1.38
		小売	1.73
		食品・生活必需品小売り	2.22
		食品・飲料・タバコ	5.41
		家庭用品・パーソナル用品	1.20
		ヘルスケア機器・サービス	0.48
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	0.90
		銀行	19.25
		各種金融	2.55
		保険	2.94
		不動産	1.94
		ソフトウェア・サービス	2.73
		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	3.12
		電気通信サービス	7.34
		公益事業	3.30
		半導体・半導体製造装置	8.25
合計			96.47

(注)投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該業種の時価の比率です。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

資産の種類	資産の名称	取引所	買建／売建	通貨	数量	簿価金額(現地通貨)	評価金額(現地通貨)	評価金額(円)	投資比率(%)
株価指数先物取引	MSCI EMERG M	ニューヨーク証券取引所	買建	アメリカドル	123	6,302,226	6,195,510	626,861,701	3.15

(注)評価にあたっては、知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

（参考情報）交付目論見書に記載するファンドの運用実績

運用実績

当初設定日：2009年9月17日
作成基準日：2013年5月31日

基準価額・純資産の推移

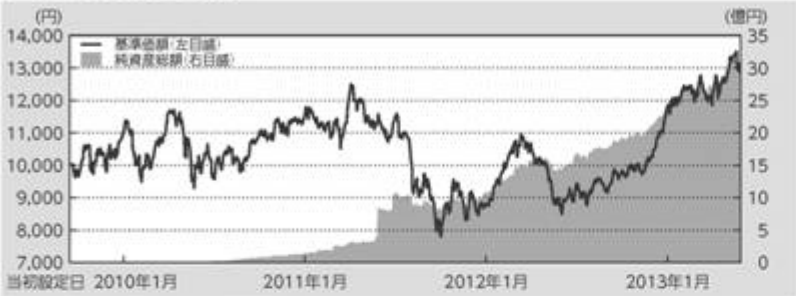

基準価額	12,856円
純資産総額	31億円

※上記グラフは当初設定日から作成基準日までを表示しております。

分配の推移（1万口当たり、税引前）

設定来分配金合計額:0円

決算期	2010年5月	2011年5月	2012年5月	2013年5月	－
分配金	0円	0円	0円	0円	－

※運用状況によっては、分配金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

主要な資産の状況

銘柄名	国／地域	種類	業種	実質投資比率
SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	韓国	株式	半導体・半導体製造装置	3.9%
TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFAC	台湾	株式	半導体・半導体製造装置	2.3%
CHINA MOBILE (HONG KONG) LIMITED-R	香港	株式	電気通信サービス	1.6%
CHINA CONSTRUCTION BANK-H	中国	株式	銀行	1.5%
IND&COMM BK OF CHINA-H	中国	株式	銀行	1.3%
GAZPROM OAO-SPON ADR	ロシア	株式	エネルギー	1.1%
TENCENT HOLDINGS LTD	ケイマン島	株式	ソフトウェア・サービス	1.0%
PETROBRAS - PETROLEO BRAS-PR	ブラジル	株式	エネルギー	1.0%
AMERICA MOVIL-SAB DE C-SER L	メキシコ	株式	電気通信サービス	1.0%
ITAU UNIBANCO HOLDING SA	ブラジル	株式	銀行	1.0%

年間収益率の推移（暦年ベース）

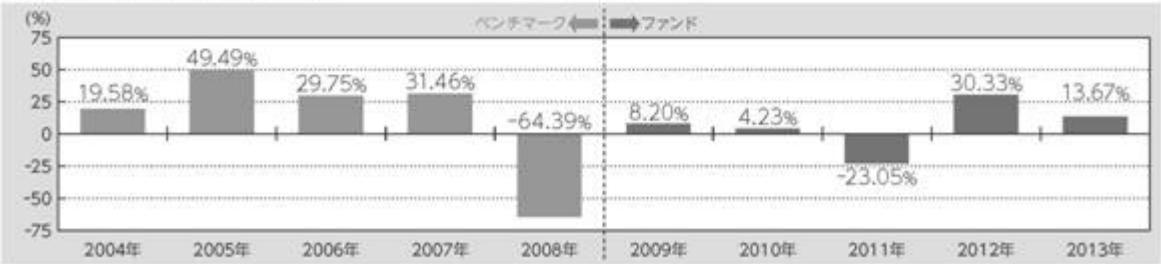

※2009年は当初設定日から年末までの収益率です。また、2013年は年初から作成基準日までの収益率です。
※2004年～2008年は、ファンドのベンチマークである「MSCI エマージング・マーケット・インデックス(円換算ベース)」の年間収益率です。
※ベンチマークの年間収益率は国内の取引所の営業日に準じて算出しております。
※ベンチマークはあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。

記載された運用実績は過去のものであり、将来の運用成果を約束するものではありません。

最新の運用の内容等は、表紙に記載されている委託会社のホームページでご確認いただけます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

当ファンドは確定拠出年金制度のための専用ファンドです。従って、確定拠出年金法第8条第1項に規定する事業主による資産管理契約の相手方及び同法第55条に規定する個人型年金に係る規約を作成した国民年金基金連合会（同法第61条に基づいて事務を委託された者を含みます。）による取得の申込みのみの取扱いとなります。

(1)申込手続

①受益権取得申込者は、販売会社との間で、受益権の取引に関する契約を締結していただきます。

②当ファンドは、収益の分配がなされた場合、自動的に無手数料で再投資がなされる分配金再投資専用ファンドです。このため受益権の取得申込者は、申込みの際に販売会社との間で、分配金再投資に関する契約（販売会社によっては、当該契約について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約又は規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。）を締結していただきます。

③上記手続きの詳細につきましては、販売会社にお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、下記の照会先までお問い合わせください。

（照会先）

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

ホームページ：http://www.smtam.jp/

フリーダイヤル：0120-668001

（受付時間は営業日の午前9時から午後5時までとします。）

(2)申込みの受付

申込期間中において、販売会社の営業日にお申込みいただけます。

（注）お申込みの取扱いは、営業日の午後3時までとさせていただきます。なお、当該時間を過ぎてのお申込みは翌営業日の取扱いとさせていただきます。

(3)申込単位

1円以上1円単位とします。

(4)申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

（注）分配金再投資に関する契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の申込価額は、各計算期間終了日の基準価額とします。

(5)申込手数料

ありません。

(6)申込代金の支払い

販売会社が定める期日までにお支払いください。

(7)受付不可日

分配金再投資に関する契約に基づいて収益分配金を再投資する場合を除き、申込日当日が下記のうちのいずれかの場合は、申込みを受け付けないものとします。

ニューヨークの取引所の休業日

ロンドンの取引所の休業日

香港の取引所の休業日

ニューヨークの銀行休業日

ロンドンの銀行休業日

香港の銀行休業日

(8)申込受付の中止等

分配金再投資に関する契約に基づいて収益分配金を再投資する場合を除き、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、投資対象国における非常事態による市場閉鎖その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は受益権の取得申込みの受付を中止すること、及びすでに受け付けた取得申込みを取り消すことができます。

(9)その他

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時に又はあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載又は記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載又は記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載又は記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載又は記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

2【換金（解約）手続等】

(1)一部解約手続

①受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

②委託会社は、一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。

(2)一部解約の受付

一部解約の実行の請求の受付は、営業日の午後3時までとさせていただきます。なお、当該時間を過ぎての受付は翌営業日の取扱いとさせていただきます。

(3)解約単位

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に対し1口単位の整数倍をもって一部解約の実行を請求することができます。

(4)解約価額

一部解約の価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額とします（信託財産留保額の控除はありません。）。

解約価額は委託会社の営業日において日々算出されます。日々の解約価額は、販売会社へお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、上記「1申込（販売）手続等（1)申込手続」に記載の照会先にお問い合わせください。また、解約価額は原則として、委託会社ホームページ（http://www.smtam.jp/）でご覧いただけます。

(5)一部解約代金の支払い

一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、6営業日目から販売会社において当該受益者に支払われます。

なお、確定拠出年金制度の加入者等が一部解約金の支払を受ける日は確定拠出年金制度の定めに拠ることとなります。

(6)受付不可日

一部解約受付日当日が下記のうちのいずれかの場合は、一部解約の実行の請求を受け付けないものとします。

ニューヨークの取引所の休業日
ロンドンの取引所の休業日
香港の取引所の休業日
ニューヨークの銀行休業日
ロンドンの銀行休業日
香港の銀行休業日

(7)一部解約の受付の中止等

①委託会社は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、投資対象国における非常事態による市場閉鎖その他やむを得ない事情があるときは、上記(2)による一部解約の実行の請求の受付を中止すること、及びすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。

②上記①により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない

場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして上記(4)の規定に準じて計算された価額とします。

(8)その他

①当ファンドの規模及び商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の一部解約には受付時間及び金額の制限を行う場合があります。詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、上記「1申込（販売）手続等（1)申込手続」に記載の照会先までお問い合わせください。

②一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの投資信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載又は記録が行われます。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

①基準価額の算出方法

基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令及び一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

②基準価額の算出頻度及び照会方法

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出されます。

基準価額は、販売会社又は委託会社へお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、上記「1申込（販売）手続等 (1)申込手続」に記載の照会先までお問い合わせください。

また、基準価額は原則として、委託会社ホームページ（http://www.smtam.jp/）でご覧いただけます。

③主要な投資対象資産の評価方法

イ．マザーファンド受益証券の評価方法

計算日の基準価額で評価します。

ロ．マザーファンドの主要な投資対象資産の評価方法

外国上場株式、外国上場投資信託受益証券、外国上場投資証券（上場には店頭登録を含みます。）

原則として計算日に知りうる直近の日における外国金融商品市場の最終相場（店頭登録銘柄は海外店頭市場の最終相場又は最終買気配相場）で評価します。

外貨建資産の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算し、為替予約の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

無期限とします（平成21年9月17日設定）。

ただし、下記「(5)その他 ①信託の終了」の事項に該当する場合は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4)【計算期間】

原則として、毎年5月11日から翌年5月10日までとします。

ただし、第1計算期間は平成21年9月17日から平成22年5月10日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

(5)【その他】

①信託の終了

イ．委託会社の所定の手続きによる終了

（イ）委託会社は、信託期間中において、この投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、又はやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この投資信託契約を解約し信託を終了させることができます。

（ロ）委託会社は、投資信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が5億口を下回ることとなっ

た場合には、受託会社と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

（ハ）所定の手続き

a.委託会社は、上記（イ）及び（ロ）の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

b.委託会社は、上記（イ）及び（ロ）の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日並びに投資信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

c.上記b.の書面決議において、受益者（委託会社及び当ファンドの投資信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

d.上記b.の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

e.上記b.からd.までの規定は、委託会社が投資信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記b.からd.までの手続きを行うことが困難な場合にも適用しません。

ロ．監督官庁の命令に伴う取扱い

委託会社は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、投資信託契約を解約し信託を終了させます。

ハ．委託会社の登録取消等に伴う取扱い

（イ）委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したとき又は業務を廃止したときは、委託会社は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

（ロ）上記（イ）の規定にかかわらず、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、当ファンドは、下記②の書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

ニ．受託会社の辞任及び解任に伴う取扱い

（イ）受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して投資信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社又は受益者は、裁判所に受託会社の解任を申し立てることができます。受託会社が辞任した場合、又は裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、下記②の規定に従い、新受託会社を選任します。

（ロ）委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

②投資信託約款の変更等

イ．委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき又はやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この投資信託約款を変更すること又は当ファンドと他のファンドとの併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更又は併合しようとする旨及びその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この投資信託約款は②に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

ロ．委託会社は、上記イ．の事項（上記イ．の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日並びに重大な約款の変更等の内容及びその理由などの

事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

ハ．上記ロ．の書面決議において、受益者（委託会社及び当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

ニ．上記ロ．の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

ホ．書面決議の効力は、当ファンドの全ての受益者に対してその効力を生じます。

ヘ．上記ロ．からホ．までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託約款に係る全ての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

ト．上記イ．からヘ．までの規定にかかわらず、当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る一又は複数の他のファンドにおいて当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

チ．委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款の変更をしようとするときは、上記イ．からト．の規定に従います。

③反対者の買取請求権

投資信託契約の解約又は重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約又は重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、投資信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容及び買取請求の手続きに関する事項は、上記①イ．（ハ）b.又は②ロ．に規定する書面に付記します。

④運用報告書

委託会社は、毎決算時及び償還時に期中の運用経過のほか、投資信託財産の内容、有価証券売買状況等を記載した運用報告書を作成のうえ、販売会社を通じて、知れている受益者に対して交付します。

⑤公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑥投資信託財産の管理

イ．混蔵寄託

金融機関又は第一種金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者及び外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下同じ。）から、売買代金及び償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書又はコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関又は第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関又は第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託することができるものとします。

ロ．信託財産の登記等及び記載等の留保等

（イ）信託の登記又は登録をすることができる信託財産については、信託の登記又は登録をすることとします。ただし、受託会社が認める場合は、信託の登記又は登録を留保することがあります。

（ロ）上記（イ）ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託会社又は受託会社が必要と認めるときは、速やかに登記又は登録をするものとします。

（ハ）信託財産に属する旨の記載又は記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載又は記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託会社が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（ニ）動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明

らかにする方法により分別して管理することがあります。

⑦信託事務処理の再信託

受託会社は、当ファンドに係る信託事務の処理の一部について、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

⑧関係法人との契約の更改等に関する手続き等

委託会社が販売会社と締結している募集・販売等に関する契約

当該契約の有効期間は、契約満了日の3ヶ月前までに委託会社及び販売会社から別段の意思表示のないときは、自動的に1年間延長され、その後も同様とします。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1)収益分配金に対する請求権

①受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

②収益分配金は、原則として毎計算期間終了日（決算日）の翌営業日に、販売会社に交付されます。

販売会社は、毎決算日において振替機関等の振替口座簿に記載又は記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載又は記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、振替口座簿に記載又は記録されます。

(2)償還金に対する請求権

①受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。

②償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載又は記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載又は記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として償還日から起算して5営業日までに支払いを開始します。

③償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

④受益者が償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(3)換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行の請求をすることにより換金する権利を有します。

詳細につきましては、上記「2換金（解約）手続等」をご参照ください。

(4)帳簿閲覧・謄写請求権

受益者は委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの投資信託財産に関する帳簿書類の閲覧又は謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)」並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則(平成12年総理府令第133号)」に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第4期計算期間(平成24年5月11日から平成25年5月10日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

1【財務諸表】

DC新興国株式インデックス・オープン

(1)【貸借対照表】

（単位：円）

	第3期 (平成24年 5月10日現在)	第4期 (平成25年 5月10日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	8,306,305	30,971,796
親投資信託受益証券	1,523,989,571	3,103,879,723
未収入金	52,800	―
未収利息	11	46
流動資産合計	1,532,348,687	3,134,851,565
資産合計	1,532,348,687	3,134,851,565
負債の部		
流動負債		
未払解約金	4,219,434	22,685,939
未払受託者報酬	391,854	786,600
未払委託者報酬	3,396,035	6,817,176
その他未払費用	54,694	110,555
流動負債合計	8,062,017	30,400,270
負債合計	8,062,017	30,400,270
純資産の部		
元本等		
元本	1,600,043,302	2,329,598,345
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△75,756,632	774,852,950
（分配準備積立金）	7,068,204	634,103,197
元本等合計	1,524,286,670	3,104,451,295
純資産合計	1,524,286,670	3,104,451,295
負債純資産合計	1,532,348,687	3,134,851,565

(2)【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第3期 (自　平成23年 5月11日 至　平成24年 5月10日)	第4期 (自　平成24年 5月11日 至　平成25年 5月10日)
営業収益		
受取利息	1,220	3,971
有価証券売買等損益	△165,961,675	837,153,164
営業収益合計	△165,960,455	837,157,135
営業費用		
受託者報酬	657,839	1,328,129
委託者報酬	6,186,882	11,510,318
その他費用	54,694	110,555
営業費用合計	6,899,415	12,949,002
営業利益又は営業損失（△）	△172,859,870	824,208,133
経常利益又は経常損失（△）	△172,859,870	824,208,133
当期純利益又は当期純損失（△）	△172,859,870	824,208,133
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△11,201,681	59,354,701
期首剰余金又は期首欠損金（△）	37,804,420	△75,756,632
剰余金増加額又は欠損金減少額	57,376,014	85,756,150
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	―	11,875,741
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	57,376,014	73,880,409
剰余金減少額又は欠損金増加額	9,278,877	―
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	9,278,877	―
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△75,756,632	774,852,950

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

	第3期 (平成24年 5月10日現在)	第4期 (平成25年 5月10日現在)
1. 期首元本額	277,435,230円	1,600,043,302円
期中追加設定元本額	1,432,573,419円	1,075,255,785円
期中一部解約元本額	109,965,347円	345,700,742円
2. 当該計算期間の末日における受益権総数	1,600,043,302口	2,329,598,345口
3. 「投資信託財産の計算に関する規則(平成12年総理府令第133号)」第55条の6第10号に規定する額	元本の欠損 75,756,632円	―
4. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.9527円 (9,527円)	1.3326円 (13,326円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

分配金の計算過程

		第3期 自 平成23年 5月11日 至 平成24年 5月10日	第4期 自 平成24年 5月11日 至 平成25年 5月10日
費用控除後の配当等収益額	A	―円 (25,498,928円)	3,949円 (50,405,349円)
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	―円	628,121,034円
収益調整金額	C	63,019,931円	140,749,753円
分配準備積立金額	D	7,068,204円	5,978,214円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	70,088,135円	774,852,950円
当ファンドの期末残存口数	F	1,600,043,302口	2,329,598,345口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	438.03円	3,326.12円
1万口当たり分配金額	H	―円	―円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	―円	―円

(注)( )内は、親投資信託の信託財産に属する配当等収益のうち、当ファンドに帰属すべき金額で、内書であります。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

1.　金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2.　金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 これらは、市場リスク(株価変動リスク、為替変動リスク)、信用リスク、カントリーリスク、流動性リスク等に晒されております。
3.　金融商品に係るリスク管理体制	運用部門から独立したリスク管理部及びコンプライアンス統括部が、運用に関するリスク管理と法令等遵守状況のモニタリングを担当し、毎月開催される運用リスク管理委員会及びコンプライアンス会議に報告します。 内部監査部は、業務執行に係る内部管理態勢の適切性・有効性を独立した立場から検証・評価し、監査結果等を取締役会に報告するとともに、指摘事項の是正・改善状況の事後点検を行います。

2. 金融商品の時価等に関する事項

1.　貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則として時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2.　時価の算定方法	(1)親投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
3.　金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4.　金銭債権の計算期間末日後の償還予定額	金銭債権は全て1年以内に償還予定であります。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第3期 (平成24年 5月10日現在)	第4期 (平成25年 5月10日現在)
	計算期間(自 平成23年5月11日 至 平成24年 5月10日)の損益に含まれた評価差額(円)	計算期間(自 平成24年 5月11日 至 平成25年 5月10日)の損益に含まれた評価差額(円)

親投資信託受益証券	△158,311,534	816,991,881
合計	△158,311,534	816,991,881

(デリバティブ取引に関する注記)

当ファンドは、デリバティブ取引を行っていないため、該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

① 有価証券明細表

A. 株式

該当事項はありません。

B. 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額(口)	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	新興国株式インデックス マザーファンド	1,377,115,100	3,103,879,723	
親投資信託受益証券 小計		1,377,115,100	3,103,879,723	
合計		1,377,115,100	3,103,879,723	

② 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

③ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

④ 不動産等明細表

該当事項はありません。

⑤ 商品明細表

該当事項はありません。

⑥ 商品投資等取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

⑦ その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

⑧ 借入金明細表

該当事項はありません。

＜参考＞

「DC新興国株式インデックス・オープン」は、「新興国株式インデックス マザーファンド」の受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上されている「親投資信託受益証券」は、全て同マザーファンドの受益証券であります。

同マザーファンドの平成25年5月10日現在(以下、「計算日」といいます。)の状況は次のとおりであります。

なお、以下は参考情報であり、監査意見の対象外であります。

「新興国株式インデックス マザーファンド」の状況

(1)貸借対照表

項目	平成25年 5月10日現在 金額(円)
資産の部	
流動資産	
預金	301,159,507
コール・ローン	54,032,073
株式	19,833,131,075
投資信託受益証券	89,146,351
派生商品評価勘定	12,889,429
未収入金	509,046
未収配当金	43,349,070
未収利息	80
差入委託証拠金	48,869,512
流動資産合計	20,383,086,143
資産合計	20,383,086,143
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	439,712
未払株式払込金	1,252,433
未払解約金	74,384,558
流動負債合計	76,076,703
負債合計	76,076,703
純資産の部	
元本等	
元本	9,009,646,841
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	11,297,362,599
元本等合計	20,307,009,440
純資産合計	20,307,009,440
負債純資産合計	20,383,086,143

(2)注記表
(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	平成25年 5月10日現在
1.　有価証券の評価基準及び評価方法	(1)株式 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所等における計算日に知りうる直近の日の最終相場(最終相場のないものについては、それに準じる価額)又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。

	(2)投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所等における計算日に知りうる直近の日の最終相場(最終相場のないものについては、それに準じる価額)、金融商品取引業者等の提示する価額、価格情報会社の提供する価額又は業界団体が発表する売買参考統計値等に基づいて評価しております。
2.　デリバティブの評価基準及び評価方法	(1)株価指数先物取引 個別法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場によっております。 (2)為替予約取引 個別法に基づき、わが国における計算日又は計算日に知りうる直近の日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。 当ファンドにおける派生商品評価勘定は、当該先物取引及び為替予約取引に係るものであります。
3.　外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	投資信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算日又は計算日に知りうる直近の日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。 なお、外貨建資産等については、「投資信託財産の計算に関する規則(平成12年総理府令第133号)」第60条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。
4.　収益及び費用の計上基準	(1)受取配当金 原則として、株式及び投資信託受益証券の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。 (2)派生商品取引等損益及び為替予約取引による為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

	平成25年 5月10日現在
1.　計算期間の期首元本額	7,581,808,646円
計算期間中の追加設定元本額	3,893,720,389円
計算期間中の一部解約元本額	2,465,882,194円
計算日の元本額	9,009,646,841円
計算日の元本額の内訳	
SMT 新興国株式インデックス・オープン	5,277,293,959円
世界経済インデックスファンド	272,415,832円

DC新興国株式インデックス・オープン	1,377,115,100円
DC世界経済インデックスファンド	127,625,449円
新興国株式インデックス・オープン(SMA専用)	1,249,108,095円
新興国株式インデックスファンド(適格機関投資家専用)	443,028,764円
コア投資戦略ファンド(安定型)	125,086,949円
コア投資戦略ファンド(成長型)	137,951,150円
分散投資コア戦略ファンドA	6,855円
分散投資コア戦略ファンドS	14,688円
2.　計算日における受益権総数	9,009,646,841口
3.　1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	2.2539円 (22,539円)

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

	平成25年 5月10日現在
1.　金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2.　金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 これらは、市場リスク(株価変動リスク、為替変動リスク)、信用リスク、カントリーリスク、流動性リスク等に晒されております。 また、当ファンドは、ファンド運用の効率化を図ることを目的として株価指数先物取引及び為替予約取引を行っております。株価指数先物取引に係る主要なリスクは、株価の変動による価格変動リスクであります。為替予約取引に係る主要なリスクは、為替相場の変動による価格変動リスク及び取引相手の信用状況の変動により損失が発生する信用リスクであります。
3.　金融商品に係るリスク管理体制	運用部門から独立したリスク管理部及びコンプライアンス統括部が、運用に関するリスク管理と法令等遵守状況のモニタリングを担当し、毎月開催される運用リスク管理委員会及びコンプライアンス会議に報告します。 内部監査部は、業務執行に係る内部管理態勢の適切性・有効性を独立した立場から検証・評価し、監査結果等を取締役会に報告するとともに、指摘事項の是正・改善状況の事後点検を行います。

2. 金融商品の時価等に関する事項

	平成25年 5月10日現在

1.　貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則として時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2.　時価の算定方法	(1)株式及び投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 「(デリバティブ取引に関する注記)」に記載しております。 (3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
3.　金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は契約上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。
4.　金銭債権の計算日後の償還予定額	金銭債権は全て1年以内に償還予定であります。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	平成25年 5月10日現在
	当期間の損益に含まれた評価差額(円)
株式	1,128,779,531
投資信託受益証券	11,652,461
合計	1,140,431,992

(注)当期間の損益に含まれた評価差額は、「新興国株式インデックス マザーファンド」の期首から計算日までの期間(平成24年11月13日から平成25年5月10日まで)に対応するものです。

(デリバティブ取引に関する注記)

Ⅰ．ヘッジ会計が適用されていないもの

株式関連

区分	種類	平成25年 5月10日現在			
		契約額等(円)		時価	評価損益
			うち1年超	(円)	(円)
市場取引	株価指数先物取引 買 建	369,323,795	―	382,210,329	12,886,534
合計		369,323,795	―	382,210,329	12,886,534

(注)1. 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清

算値段又は最終相場で評価しております。
2. 株価指数先物取引の残高は、契約金額ベースで表示しております。
3. 計算日又は計算日に知りうる直近の日のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しております。

通貨関連

区分	種類	平成25年 5月10日現在			
		契約額等(円)		時価	評価損益
			うち1年超	(円)	(円)
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買 建				
	アメリカドル	146,613	－	149,508	2,895
	計	146,613	－	149,508	2,895
	売 建				
	アメリカドル	20,766,270	－	21,199,500	△433,230
	マレーシアリンギット	842,875	－	845,500	△2,625
	ブラジルレアル	146,613	－	149,110	△2,497
	南アフリカランド	893,040	－	894,400	△1,360
	計	22,648,798	－	23,088,510	△439,712
合計		22,795,411	－	23,238,018	△436,817

(注)時価の算定方法
わが国における計算日又は計算日に知りうる直近の日の対顧客先物売買相場の仲値によって、以下のように評価しております。
①計算日又は計算日に知りうる直近の日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値によって評価しております。
②計算日又は計算日に知りうる直近の日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

II. ヘッジ会計が適用されているもの

平成25年 5月10日現在
該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

平成25年 5月10日現在
該当事項はありません。

(3)附属明細表(平成25年5月10日現在)
① 有価証券明細表
A. 株式

通貨	銘柄	株式数(株)	評価額		備考
			単価	金額	
アメリカドル	ECOPETROL SA-SPONSORED ADR	19,507	45.69	891,274.83	
	GAZPROM OAO-SPON ADR	274,050	8.21	2,251,320.75	
	INNER MONGOLIA YITAI COAL-B	29,200	5.49	160,424.80	
	LUKOIL-SPON ADR	26,964	64.20	1,731,088.80	
	NOVATEK OAO-SPONS GDR REG S	4,717	108.20	510,379.40	
	ROSNEFT OJSC-GDR	65,294	7.10	463,587.40	

	SURGUTNEFTEGAZ-SP ADR	53,493	8.60	460,039.80	
	TATNEFT-SPONSORED REGS GDR	11,984	38.95	466,776.80	
	TMK-GDR REG S	6,088	12.93	78,717.84	
	CIA DE MINAS BUENAVENTUR-ADR	13,664	19.54	266,994.56	
	MECHEL-SPONSORED ADR	6,751	4.28	28,894.28	
	MMC NORILSK NICKEL JSC-ADR	25,018	15.86	396,785.48	
	NOVOLIPET STEEL-GDR REG S	5,266	16.85	88,732.10	
	SEVERSTAL - GDR REG S	10,625	9.13	97,059.37	
	SOUTHERN COPPER CORP	6,420	33.46	214,813.20	
	URALKALI-SPON GDR-REG S	13,652	37.12	506,762.24	
	MAGNIT OJSC-SPON GDR REGS	13,479	54.15	729,887.85	
	BANCOLOMBIA S.A.-SPONS ADR	13,370	64.85	867,044.50	
	COMMERCIAL INTL BANK-SP GDR	66,436	4.65	308,927.40	
	CREDICORP LTD	2,490	150.00	373,500.00	
	SBERBANK-SPONSORED ADR	146,151	13.38	1,955,500.38	
	VTB BANK OJSC-GDR-REG S	73,898	3.18	235,365.13	
	LSR GROUP OJSC-GDR REGS	15,764	4.56	71,962.66	
	MEGAFON-GDR	4,584	31.50	144,396.00	
	MOBILE TELESYSTEMS-SP ADR	27,140	20.26	549,856.40	
	ORASCOM TELECOM-GDR REG S	55,143	3.30	181,971.90	
	ROSTELECOM-SPONSORED ADR	12,118	22.80	276,290.40	
	SISTEMA JSFC-REG S SPONS GDR	6,706	20.44	137,070.64	
	FEDERAL HYDROGENERATING-ADR	72,272	1.74	126,042.36	
アメリカドル小計		1,082,244		14,571,467.27 (1,471,135,335)	
香港ドル	CHINA COAL ENERGY CO - H	208,000	5.92	1,231,360.00	
	CHINA OILFIELD SERVICES-H	80,000	16.60	1,328,000.00	
	CHINA PETROLEUM & CHEMICAL-H	998,000	8.65	8,632,700.00	
	CHINA SHENHUA ENERGY CO -H	179,500	27.60	4,954,200.00	
	CNOOC LTD-R	898,000	14.70	13,200,600.00	
	KUNLUN ENERGY COMPANY LIMITED	156,000	15.30	2,386,800.00	
	PETROCHINA CO LTD-H	1,068,000	10.24	10,936,320.00	
	YANZHOU COAL MINING CO-H	96,000	8.23	790,080.00	
	ALUMINUM CORP OF CHINA LTD-H	180,000	3.06	550,800.00	
	ANGANG STEEL CO LTD-H	48,000	5.03	241,440.00	
	ANHUI CONCH CEMENT CO LTD-H	59,500	28.50	1,695,750.00	
	BBMG CORPORATION - H	57,000	6.39	364,230.00	
	CHINA BLUECHEMICAL LTD - H	84,000	5.00	420,000.00	
	CHINA NATIONAL BUILDING MA-H	160,000	9.50	1,520,000.00	
	CHINA RESOURCES CEMENT	78,000	4.50	351,000.00	
	CHINA SHANSHUI CEMENT GROUP	96,000	4.57	438,720.00	
	FOSUN INTERNATIONAL	135,500	5.54	750,670.00	
	HUABAO INTERNATIONAL HOLDING	84,000	3.89	326,760.00	

JIANGXI COPPER COMPANY LTD-H	69,000	16.52	1,139,880.00	
LEE & MAN PAPER MANUFACTURIN	110,000	5.56	611,600.00	
MMG LIMITED	88,000	2.47	217,360.00	
NINE DRAGONS PAPER HOLDINGS	87,000	6.44	560,280.00	
SHOUGANG FUSHAN RESOURCES GROUP LIMITED	182,000	2.96	538,720.00	
SINOPEC SHANGHAI PETROCHEM-H	218,000	2.82	614,760.00	
YINGDE GASES GROUP COMPANY	79,500	7.59	603,405.00	
ZHAOJIN MINING INDUSTRY - H	24,500	8.67	212,415.00	
ZIJIN MINING GROUP CO LTD-H	273,000	2.36	644,280.00	
AVICHINA INDUSTRY & TECH-H	96,000	3.97	381,120.00	
BEIJING ENTERPRISES HOLDINGS LIMITED-R	32,000	61.35	1,963,200.00	
CHINA COMMUICATIONS CONST-H	222,000	7.87	1,747,140.00	
CHINA INTL MARINE CO-H	18,200	12.80	232,960.00	
CHINA RAILWAY CONSTRUCTIO-H	102,500	8.28	848,700.00	
CHINA RAILWAY GROUP LTD-H	170,000	4.24	720,800.00	
CHINA STATE CONSTRUCTION INT-R	92,000	11.42	1,050,640.00	
CITIC PACIFIC LIMITED -R	71,000	10.04	712,840.00	
CSR CORP LTD-H	100,000	5.66	566,000.00	
DONGFANG ELECTRIC CORP LTD-H	10,800	12.74	137,592.00	
SHANGHAI ELECTRIC GRP CORP-H	168,000	3.04	510,720.00	
SHANGHAI INDUSTRIAL HLDG LTD-R	23,000	25.75	592,250.00	
WEICHAI POWER CO LTD-H	25,200	29.95	754,740.00	
ZHUZHOU CSR TIMES ELECTRIC-H	21,000	24.65	517,650.00	
ZOOMLION HAEVY INDUSTRY SCIENCE AND TECH	64,380	8.31	534,997.80	
AIR CHINA LIMITED-H	92,000	6.80	625,600.00	
BEIJING CAPITAL INTL AIRPO-H	108,000	5.47	590,760.00	
CHINA COSCO HOLDONGS-H	142,500	3.49	497,325.00	
CHINA MERCHANTS HLDGS INTL-R	51,513	25.05	1,290,400.65	
CHINA SHIPPING CONTAINER-H	220,000	2.03	446,600.00	
CHINA SHIPPING DEVELOPMENT-H	64,000	3.63	232,320.00	
CHINA SOUTHERN AIRLINES CO-H	140,000	4.28	599,200.00	
COSCO PACIFIC LIMITED-R	74,000	10.40	769,600.00	
JIANGSU EXPRESS CO LTD-H	48,000	9.06	434,880.00	
ZHEJIANG EXPRESSWAY CO-H	58,000	6.58	381,640.00	
BRILLIANCE CHINA AUTOMOTIVE-R	120,000	9.88	1,185,600.00	
BYD CO LTD-H	34,000	31.20	1,060,800.00	
DONGFENG MOTOR GRP CO LTD-H	148,000	12.56	1,858,880.00	
GEELY AUTOMOBILE HOLDINGS LT	265,000	4.06	1,075,900.00	
GREAT WALL MOTOR COMPANY-H	51,250	35.40	1,814,250.00	
GUANGZHOU AUTOMOBILE GROUP-H	102,246	6.87	702,430.02	

ANTA SPORTS PRODUCTS LTD	31,000	6.92	214,520.00	
BOSIDENG INTL HLDGS LTD	206,000	2.17	447,020.00	
DAPHNE INTERNATIONAL HOLDING	64,000	8.41	538,240.00	
HAIER ELECTRONICS GROUP CO	61,000	13.24	807,640.00	
BELLE INTERNATIONAL HOLDINGS	226,000	12.68	2,865,680.00	
DAH CHONG HONG	28,000	7.18	201,040.00	
GOLDEN EAGLE RETAIL GROUP	37,000	12.92	478,040.00	
GOME ELECTRICAL APPLIANCES	411,000	0.83	341,130.00	
INTIME DEPARTMENT STORE	70,000	8.85	619,500.00	
PARKSON RETAIL GROUP LTD	83,500	4.13	344,855.00	
ZHONGSHENG GROUP HOLDINGS	21,000	10.86	228,060.00	
CHINA RESOURCES ENTERPRISE-R	58,000	25.80	1,496,400.00	
SUN ART RETAIL GROUP LTD	111,000	10.44	1,158,840.00	
WUMART STORES INC-H	29,000	13.96	404,840.00	
CHAODA MODERN AGRICULTURE	68,000	—	—	
CHINA AGRI-INDUSTRIES HLDGS	92,300	4.01	370,123.00	
CHINA FOODS LTD	56,000	4.06	227,360.00	
CHINA MENGNIU DAIRY CO-R	64,000	23.40	1,497,600.00	
TINGYI (CAYMAN ISLN) HLDG CO	94,000	19.98	1,878,120.00	
TSINGTAO BREWERY CO LTD-H	18,000	52.40	943,200.00	
UNI-PRESIDENT CHINA HOLDINGS	39,000	8.47	330,330.00	
WANT WANT CHINA HOLDINGS LTD	291,000	11.88	3,457,080.00	
HENGAN INTL GROUP CO LTD	38,000	84.55	3,212,900.00	
SHANDONG WEIGAO GP MEDICAL-H	72,000	7.58	545,760.00	
SHANGHAI PHARMACEUTICALS-H	22,800	15.60	355,680.00	
SINOPHARM GROUP CO-H	43,200	23.55	1,017,360.00	
SIHUAN PHARMACEUTICAL HLDGS	100,000	4.56	456,000.00	
AGRICULTURAL BANK OF CHINA-H	1,036,000	3.83	3,967,880.00	
BANK OF CHINA LTD-H	3,788,200	3.79	14,357,278.00	
BANK OF COMMUNICATIONS CO-H	427,475	6.23	2,663,169.25	
CHINA CITIC BANK-H	361,200	4.54	1,639,848.00	
CHINA CONSTRUCTION BANK-H	3,623,620	6.57	23,807,183.40	
CHINA MERCHANTS BANK-H	188,289	16.88	3,178,318.32	
CHINA MINSHENG BANKING-H	252,000	10.64	2,681,280.00	
CHONGQING RURAL COMMERCIAL-H	90,000	4.28	385,200.00	
IND&COMM BK OF CHINA-H	3,266,515	5.59	18,259,818.85	
CHINA EVERBRIGHT LTD-R	50,000	13.26	663,000.00	
CITIC SECURITIES CO LTD-H	61,500	17.74	1,091,010.00	
FAR EAST HORIZON LTD	76,000	5.30	402,800.00	
HAITONG SECURITIES CO LTD-H	56,000	11.16	624,960.00	
CHINA LIFE INSURANCE CO-H	385,000	22.10	8,508,500.00	
CHINA PACIFIC INSURANCE GR-H	132,800	28.80	3,824,640.00	

	CHINA TAIPING INSURANCE HOLDINGS COMPANY	54,400	13.04	709,376.00	
	NEW CHINA LIFE INSURANCE C-H	28,600	28.40	812,240.00	
	PEOPLE'S INSURANCE CO GROU-H	199,000	4.18	831,820.00	
	PICC PROPERTY & CASUALTY-H	129,200	10.28	1,328,176.00	
	PING AN INSURANCE GROUP CO-H	99,000	63.35	6,271,650.00	
	AGILE PROPERTY HOLDINGS LTD	72,000	10.42	750,240.00	
	CHINA OVERSEAS LAND & INVESTMENT LTD-R	199,040	23.95	4,767,008.00	
	CHINA RESOURCES LAND LTD-R	98,000	24.10	2,361,800.00	
	CHINA VANKE CO LTD-B	66,200	16.80	1,112,160.00	
	COUNTRY GARDEN HOLDINGS CO	212,285	4.56	968,019.60	
	EVERGRANDE REAL ESTATE GROUP	348,000	3.41	1,186,680.00	
	FRANSHION PROPERTIES	150,000	2.74	411,000.00	
	GREENTOWN CHINA HOLDINGS	29,500	15.24	449,580.00	
	GUANGZHOU R&F PROPERTIES - H	45,600	14.62	666,672.00	
	LONGFOR PROPERTIES	68,500	13.94	954,890.00	
	POLY PRORERTY GROUP CO LIMITED	75,000	5.55	416,250.00	
	SHIMAO PROPERTY HOLDINGS LTD	77,000	17.98	1,384,460.00	
	SHUI ON LAND LTD	209,278	2.84	594,349.52	
	SINO-OCEAN LAND HOLDINGS-R	157,584	5.39	849,377.76	
	SOHO CHINA LTD	90,500	6.87	621,735.00	
	YUEXIU PROPERTY COMPANY LTD	208,000	2.42	503,360.00	
	TENCENT HOLDINGS LTD	51,400	273.80	14,073,320.00	
	KINGBOARD CHEMICALS HOLDINGS	31,800	18.58	590,844.00	
	LENOVO GROUP LTD	328,000	6.84	2,243,520.00	
	ZTE CORP-H	29,424	14.04	413,112.96	
	CHINA COMMUNICATIONS SERVI-H	114,000	5.51	628,140.00	
	CHINA MOBILE (HONG KONG) LIMITED-R	303,000	85.95	26,042,850.00	
	CHINA TELECOM CORP LTD-H	678,000	4.12	2,793,360.00	
	CHINA UNICOM (HONG KONG)LTD-R	246,000	11.42	2,809,320.00	
	CHINA GAS HOLDINGS LTD	148,000	8.20	1,213,600.00	
	CHINA LONGYUAN POWER GROUP-H	137,000	7.49	1,026,130.00	
	CHINA RESOURCES GAS GROUP LIMITED	46,000	21.85	1,005,100.00	
	CHINA RESOURCES POWER HOLDINGS-R	91,400	25.40	2,321,560.00	
	DATANG INTL POWER GENERATION CO.LTD. -H	158,000	3.58	565,640.00	
	ENN ENERGY HOLDINGDS LIMITED	36,000	44.10	1,587,600.00	
	GUANGDONG INVESTMENT LTD-R	112,000	7.55	845,600.00	
	HUANENG POWER INTL INC-H	150,000	9.53	1,429,500.00	
	GCL POLY ENERGY HOLDINGS LTD	503,000	1.57	789,710.00	
香港ドル小計		30,740,199		278,921,620.13 (3,628,770,277)	

マレーシアリンギット	BUMI ARMADA BERHAD	43,800	3.95	173,010.00	
	PETRONAS DAGANGAN BHD	9,300	24.36	226,548.00	
	SAPURAKENCANA PETROLEUM BHD	90,600	3.54	320,724.00	
	LAFARGE MALAYAN CEMENT BHD	26,100	10.22	266,742.00	
	PETRONAS CHEMICALS GROUP BHD	140,500	6.58	924,490.00	
	GAMUDA BHD	88,900	4.63	411,607.00	
	IJM CORP BHD	65,200	5.68	370,336.00	
	MALAYSIA MARINE AND HEAVY EN	26,400	3.80	100,320.00	
	MMC CORP BHD	53,800	2.79	150,102.00	
	SIME DARBY BERHAD	150,400	9.51	1,430,304.00	
	AIRASIA BHD	64,800	3.01	195,048.00	
	MALAYSIA AIRPORTS HLDGS BHD	29,975	6.16	184,646.00	
	MISC BHD	56,540	4.60	260,084.00	
	UMW HOLDINGS BHD	20,000	13.92	278,400.00	
	BERJAYA SPORTS TOTO BHD	30,607	4.37	133,752.59	
	GENTING BHD	116,400	10.80	1,257,120.00	
	GENTING MALAYSIA BERHAD	137,300	3.80	521,740.00	
	PARKSON HOLDINGS BHD	50,285	4.26	214,214.10	
	BRITISH AMERICAN TOBACCO BHD	5,400	64.00	345,600.00	
	FELDA GLOBAL VENTURES	51,300	4.59	235,467.00	
	GENTING PLANTATIONS BHD	14,000	8.80	123,200.00	
	IOI CORPORATION BHD	158,340	5.33	843,952.20	
	KUALA LUMPUR KEPONG BHD	23,500	21.68	509,480.00	
	PPB GROUP BERHAD	21,100	12.90	272,190.00	
	IHH HEALTHCARE BHD	92,500	3.87	357,975.00	
	ALLIANCE FINANCIAL GROUP BHD	83,300	4.67	389,011.00	
	CIMB GROUP HOLDINGS BERHAD	239,600	8.31	1,991,076.00	
	HONG LEONG BANK BERHAD	23,680	14.60	345,728.00	
	HONG LEONG FINANCIAL GROUP	9,100	15.96	145,236.00	
	MALAYAN BANKING BHD	212,050	9.98	2,116,259.00	
	PUBLIC BANK BHD-FOREIGN MKT	53,300	16.70	890,110.00	
	RHB CAPITAL BHD	32,235	8.76	282,378.60	
	AMMB HOLDINGS BHD	90,500	7.08	640,740.00	
	UEM LAND HOLDINGS BHD	68,900	3.17	218,413.00	
	AXIATA GROUP BERHAD	128,375	6.95	892,206.25	
	DIGI.COM BERHAD	150,100	4.70	705,470.00	
	MAXIS BHD	108,300	6.97	754,851.00	
	TELECOM MALAYSIA BHD	66,300	5.52	365,976.00	
	PETRONAS GAS BHD	27,400	20.30	556,220.00	
	TENAGA NATIONAL BHD	141,475	8.27	1,169,998.25	
	YTL CORPORATION BERHAD	320,517	1.68	538,468.56	
	YTL POWER INTERNATIONAL BHD	116,500	1.50	174,750.00	

マレーシアリンギット小計		3,438,679		22,283,943.55 (753,642,970)	
タイバーツ	BANPU PUBLIC CO LTD-NVDR	7,900	325.00	2,567,500.00	
	IRPC PCL - NVDR	572,800	4.00	2,291,200.00	
	PTT EXPLOR & PROD PCL-NVDR	70,700	158.50	11,205,950.00	
	PTT PCL-NVDR	42,900	338.00	14,500,200.00	
	THAI OIL PCL-NVDR	36,600	65.00	2,379,000.00	
	INDORAMA VENTURES PCL-NVDR	64,000	22.90	1,465,600.00	
	PTT GLOBAL CHEMICAL PCL-NVDR	92,734	75.25	6,978,233.50	
	SIAM CEMENT PUBLIC CO-FOR REG	18,600	490.00	9,114,000.00	
	AIRPORTS OF THAILAND PC-NVDR	27,200	147.50	4,012,000.00	
	BEC WORLD PUBLIC CO LTD-NVDR	56,100	69.75	3,912,975.00	
	CP ALL PCL-NVDR	239,500	41.50	9,939,250.00	
	SIAM MAKRO PUBLIC CO-NVDR	5,600	750.00	4,200,000.00	
	CHAROEN POKPHAND FOODS-NVDR	168,800	30.75	5,190,600.00	
	BANGKOK DUSIT MED SERVI-NVDR	17,700	171.50	3,035,550.00	
	BANGKOK BANK PUBLIC COMPANY LIMITED	64,700	228.00	14,751,600.00	
	BANK OF AYUDHYA PUBLIC-NVDR	146,300	32.50	4,754,750.00	
	KASIKORNBANK PCL-FOREIGN	80,300	217.00	17,425,100.00	
	KASIKORNBANK PCL-NVDR	11,600	216.00	2,505,600.00	
	KRUNG THAI BANK - NVDR	199,750	25.00	4,993,750.00	
	SIAM COMMERCIAL BANK P-NVDR	92,600	188.00	17,408,800.00	
	CENTRAL PATTANA PCL-NVDR	79,400	56.00	4,446,400.00	
	ADVANCED INFO SERVICE-NVDR	55,500	289.00	16,039,500.00	
	GLOW ENERGY PCL - NVDR	35,600	77.25	2,750,100.00	
タイバーツ小計		2,186,884		165,867,658.50 (563,950,038)	
フィリピンペソ	ABOITIZ EQUITY VENTURES INC	81,000	56.90	4,608,900.00	
	ALLIANCE GLOBAL GROUP INC	179,600	25.05	4,498,980.00	
	DMCI HOLDINGS INC	21,700	58.90	1,278,130.00	
	SAN MIGUEL CORP	23,500	122.20	2,871,700.00	
	SM INVESTMENTS CORP	9,520	1,155.00	10,995,600.00	
	INTL CONTAINER TERM SVCS INC	39,080	95.50	3,732,140.00	
	JOLLIBEE FOODS CORPORATION	25,450	132.10	3,361,945.00	
	UNIVERSAL ROBINA CORP	44,760	125.00	5,595,000.00	
	BANK OF PHILIPPINE ISLANDS	47,476	103.10	4,894,775.60	
	BDO UNIBANK INC	67,381	93.00	6,266,433.00	
	METROPOLITAN BANK & TRUST	4,515	127.60	576,114.00	
	AYALA CORPORATION	9,900	670.00	6,633,000.00	
	AYALA LAND INC	342,400	32.95	11,282,080.00	
	SM PRIME HOLDINGS INC	309,750	20.05	6,210,487.50	
	GLOBE TELECOM INC	1,790	1,621.00	2,901,590.00	
	PHILIPPINE LONG DISTANCE TEL	1,730	3,116.00	5,390,680.00	

	ABOITIZ POWER CORP	89,500	36.00	3,222,000.00	
	ENERGY DEVELOPMENT CORP	606,300	6.32	3,831,816.00	
フィリピンペソ小計		1,905,352		88,151,371.10 (216,852,372)	
インドネシアルピア	ADARO ENERGY PT	800,500	1,200.00	960,600,000.00	
	INDO TAMBANGRAYA MEGAH PT	17,000	35,100.00	596,700,000.00	
	TAMBANG BATUBARA BUKIT ASAM	37,500	14,800.00	555,000,000.00	
	INDOCEMENT TUNGGAL PRAKARSA	82,000	25,450.00	2,086,900,000.00	
	SEMEN INDONESIA PERSERO TBK	156,000	18,600.00	2,901,600,000.00	
	UNITED TRACTORS TBK PT	106,000	17,350.00	1,839,100,000.00	
	JASA MARGA (PERSERO) TBK PT	123,500	6,600.00	815,100,000.00	
	ASTRA INTERNATIONAL TBK PT	1,017,500	7,100.00	7,224,250,000.00	
	GLOBAL MEDIACOM TBK PT	322,000	2,450.00	788,900,000.00	
	MEDIA NUSANTARA CITRA TBK PT	224,000	3,400.00	761,600,000.00	
	ASTRA AGRO LESTARI TBK PT	20,000	17,300.00	346,000,000.00	
	CHAROEN POKPHAND INDONESI PT	456,000	4,950.00	2,257,200,000.00	
	GUDANG GARAM TBK PT	22,500	52,050.00	1,171,125,000.00	
	INDOFOOD SUKSES MAK TBK PT	234,500	7,350.00	1,723,575,000.00	
	UNILEVER INDONESIA TBK PT	79,000	27,700.00	2,188,300,000.00	
	KALBE FARMA TBK PT	1,021,000	1,430.00	1,460,030,000.00	
	BANK CENTRAL ASIA PT	649,000	11,000.00	7,139,000,000.00	
	BANK DANAMON INDONESIA TBK	196,500	6,400.00	1,257,600,000.00	
	BANK MANDIRI	507,698	10,350.00	5,254,674,300.00	
	BANK NEGARA INDONESIA PT	375,000	5,350.00	2,006,250,000.00	
	PT BANK RAKYAT INDONESIA	524,500	9,250.00	4,851,625,000.00	
	INDOSAT TBK PT	39,500	5,800.00	229,100,000.00	
	TELEKOMUNIKASI TBK PT	489,500	11,800.00	5,776,100,000.00	
	XL AXIATA TBK PT	172,500	4,900.00	845,250,000.00	
	PERUSAHAAN GAS NEGARA PT	578,000	6,300.00	3,641,400,000.00	
インドネシアルピア小計		8,251,198		58,676,979,300.00 (610,240,584)	
メキシコペソ	ALPEK SA DE CV	21,600	27.84	601,344.00	
	CEMEX SAB-SPONS	595,923	13.96	8,319,085.08	
	GRUPO MEXICO SAB DE CV-SER B	183,992	42.46	7,812,300.32	
	INDUSTRIAS CH S.A.B.-SER B	8,600	95.75	823,450.00	
	INDUSTRIAS PENOLES SAB DE CV	6,500	485.58	3,156,270.00	
	MEXICHEM SAB DE CV-*	51,190	61.10	3,127,709.00	
	MINERA FRISCO SAB DE CV-A1	31,700	50.34	1,595,778.00	
	ALFA S.A.B.-A	136,800	29.11	3,982,248.00	
	GRUPO CARSO SAB DE CV-SER A1	31,700	70.94	2,248,798.00	
	GRUPO AEROPORTUARIO DE SUR-B	13,400	141.12	1,891,008.00	
	GRUPO AEROPORTUARIO DEL-B	17,480	68.06	1,189,688.80	
	GRUPO TELEVISA SAB-SER CPO	136,690	63.71	8,708,519.90	

	EL PUERTO DE LIVERPOOL-C1	14,100	153.28	2,161,248.00	
	WALMART DE MEXICO-SER V	264,380	35.85	9,478,023.00	
	ARCA CONTINENTAL SAB DE CV-NOM	21,275	101.35	2,156,221.25	
	COCA-COLA FEMSA SAB-SER	20,600	193.27	3,981,362.00	
	FOMENTO ECONOMICO MEXICA-UBD	96,840	137.92	13,356,172.80	
	GRUPO BIMBO SAB- SERIES A	82,900	38.86	3,221,494.00	
	GRUPO MODELO S.A.B.-SER C	31,500	109.36	3,444,840.00	
	KIMBERLY-CLARK DE MEXICO-A	75,900	40.93	3,106,587.00	
	GRUPO FIN SANTANDER-B	73,900	42.06	3,108,234.00	
	GRUPO FINANCIERO BANORTE-O	92,700	91.05	8,440,335.00	
	GRUPO FINANCIERO INBURSA-O	95,900	33.99	3,259,641.00	
	COMPARTAMOS SAB DE CV	59,900	19.01	1,138,699.00	
	AMERICA MOVIL-SAB DE C-SER L	1,966,340	12.79	25,149,488.60	
メキシコペソ小計		4,131,810		125,458,544.75 (1,056,360,946)	
ブラジルレアル	COSAN SA INDUSTRIA COMERCIO	6,600	46.70	308,220.00	
	OGX PETROLEO E GAS PARTICIPA	64,264	1.65	106,035.60	
	PETROBRAS - PETROLEO BRAS	151,500	19.29	2,922,435.00	
	PETROBRAS - PETROLEO BRAS-PR	212,540	20.24	4,301,809.60	
	ULTRAPAR PARTICIPACOES SA	17,600	53.92	948,992.00	
	BRADESPAR SA -PREF	11,000	25.40	279,400.00	
	BRASKEM SA-PREF A	8,900	16.79	149,431.00	
	CIA SIDERURGICA NACIONAL SA	35,200	7.50	264,000.00	
	DURATEX SA	12,320	14.95	184,184.00	
	FIBRIA CELULOSE SA	14,600	21.47	313,462.00	
	GERDAU SA-PREF	41,100	14.35	589,785.00	
	KLABIN SA-PREF	20,000	13.50	270,000.00	
	METALURGICA GERDAU SA-PREF	12,300	18.44	226,812.00	
	USINAS SIDER MINAS GER-PF A	17,779	8.96	159,299.84	
	VALE SA	62,900	35.15	2,210,935.00	
	VALE SA-PREF A	102,415	33.15	3,395,057.25	
	EMBRAER SA	28,700	18.29	524,923.00	
	MARCOPOLO SA-PREF	15,700	13.20	207,240.00	
	WEG SA	12,400	27.80	344,720.00	
	MULTIPLUS SA	1,700	32.00	54,400.00	
	ALL AMERICA LATINA LOGISTICA	24,700	10.89	268,983.00	
	ARTERIS SA	9,100	22.80	207,480.00	
	CCR SA	44,000	20.40	897,600.00	
	ECORODOVIAS INFRA E LOG SA	7,900	17.54	138,566.00	
	LOCALIZA RENT A CAR	6,090	33.31	202,857.90	
	CYRELA BRAZIL REALTY SA EMP	13,400	17.36	232,624.00	
	MRV ENGENHARIA	15,300	8.20	125,460.00	
	PDG REALTY SA	63,900	2.20	140,580.00	

ANHANGUERA EDUCACIONAL PARTI	20,100	12.19	245,019.00	
KROTON EDUCATIONAL SA	8,800	29.30	257,840.00	
CIA HERING	6,400	40.91	261,824.00	
LOJAS AMERICANAS SA	7,200	16.00	115,200.00	
LOJAS AMERICANAS SA-PREF	21,858	17.40	380,329.20	
LOJAS RENNER S.A.	6,300	76.80	483,840.00	
CIA BRASILEIRA DE DIS-PREF	6,200	111.30	690,060.00	
RAIA DROGASIL SA	9,000	22.50	202,500.00	
BRF SA	34,600	49.40	1,709,240.00	
CIA DE BEBIDAS DAS AME-PREF	37,200	84.95	3,160,140.00	
CIA DE BEBIDAS DAS AMERICAS	6,600	84.04	554,664.00	
JBS SA	28,000	6.39	178,920.00	
SOUZA CRUZ SA	18,700	29.81	557,447.00	
HYPERMARCAS SA	19,800	17.00	336,600.00	
NATURA COSMETICOS SA	8,600	49.40	424,840.00	
DIAGNOSTICOS DA AMERICA SA	11,800	11.50	135,700.00	
ODONTOPREV S.A.	12,400	9.97	123,628.00	
QUALICORP SA	13,300	19.30	256,690.00	
BANCO BRADESCO S.A.	30,800	34.23	1,054,284.00	
BANCO BRADESCO SA-PREF	106,700	33.58	3,582,986.00	
BANCO DO BRASIL S.A.	26,900	25.28	680,032.00	
BANCO ESTADO RIO GRANDE SUL	7,700	17.35	133,595.00	
ITAU UNIBANCO HOLDING SA	114,900	35.00	4,021,500.00	
ITAUSA-INVESTIMENTOS ITAU-PR	146,344	9.30	1,360,999.20	
BM&FBOVESPA SA	95,600	14.35	1,371,860.00	
CETIP SA-MERCADOS ORGANIZADO	11,500	24.75	284,625.00	
PORTO SEGURO SA	5,900	25.60	151,040.00	
BR MALLS PARTICIPACOES SA	20,200	24.03	485,406.00	
BR PROPERTIES SA	9,000	21.40	192,600.00	
MULTIPLAN EMPREENDIMENTOS	3,900	58.74	229,086.00	
CIELO SA	17,760	55.11	978,753.60	
TOTVS SA	5,800	36.23	210,134.00	
OI SA	7,286	5.24	38,178.64	
OI SA-PREFERENCE	45,431	4.52	205,348.12	
TELEFONICA BRASIL S.A.	15,200	52.77	802,104.00	
TIM PARTICIPACOES SA	39,200	8.20	321,440.00	
AES TIETE SA-PREF	6,100	20.99	128,039.00	
CENTRAIS ELETRICAS BRASILIER	16,300	4.86	79,218.00	
CENTRAIS ELETRICAS BRAS-PR B	9,000	8.22	73,980.00	
CIA ENERGETICA DE SP-PREF B	6,800	21.94	149,192.00	
CIA ENERGETICA MINAS GER-PRF	27,113	21.30	577,506.90	
CIA PARANAENSE DE ENERGI-PFB	5,500	35.90	197,450.00	
CIA SANEAMENTO BASICO DE SP	17,100	27.65	472,815.00	

	CIA SANEAMENTO MINAS GERAIS	3,400	44.70	151,980.00	
	CPFL ENERGIA SA	12,768	21.81	278,470.08	
	EDP - ENERGIAS DO BRASIL SA	12,900	11.94	154,026.00	
	ELETROPAULO METROPOLI-PREF	4,200	7.63	32,046.00	
	LIGHT SA	4,400	19.21	84,524.00	
	MPX ENERGIA SA	5,100	8.90	45,390.00	
	TRACTEBEL ENERGIA SA	10,600	36.06	382,236.00	
ブラジルレアル小計		2,162,168		48,960,617.93 (2,455,374,989)	
チリペソ	EMPRESAS COPEC SA	21,825	6,944.10	151,554,982.50	
	CAP SA	3,824	14,870.00	56,862,880.00	
	EMPRESAS CMPC SA	55,751	1,749.90	97,558,674.90	
	EMPRESAS CMPC SA-RT	3,908	300.00	1,172,400.00	
	SOC QUIMICA Y MINERA CHILE-B	4,701	23,537.00	110,647,437.00	
	LATAM AIRLINES GROUP SA	13,037	9,710.00	126,589,270.00	
	S.A.C.I. FALABELLA	27,520	5,384.40	148,178,688.00	
	CENCOSUD SA	52,180	2,658.20	138,704,876.00	
	CIA CERVECERIAS UNIDAS SA	6,096	7,759.30	47,300,692.80	
	EMBOTELLADORA ANDINA-PREF B	9,036	3,200.00	28,915,200.00	
	VINA CONCHA Y TORO SA	17,318	907.83	15,721,799.94	
	BANCO DE CHILE	963,059	73.96	71,227,843.64	
	BANCO DE CREDITO E INVERSION	1,588	33,736.00	53,572,768.00	
	BANCO SANTANDER CHILE	3,113,843	31.85	99,175,899.55	
	CORPBANCA	8,419,981	6.41	53,988,918.17	
	EMPRESA NACIONAL DE TELECOM	6,094	9,477.30	57,754,666.20	
	AES GENER SA	104,798	337.00	35,316,926.00	
	AGUAS ANDINAS SA-A	107,808	381.72	41,152,469.76	
	COLBUN SA	410,079	148.00	60,691,692.00	
	E.CL SA	48,523	1,016.60	49,328,481.80	
	EMPRESA NACIONAL DE ELECTRIC	167,149	822.29	137,444,951.21	
	ENERSIS SA	952,738	176.91	168,548,879.58	
チリペソ小計		14,510,856		1,751,410,397.05 (374,101,260)	
韓国ウォン	GS HOLDINGS CORP	2,786	57,600.00	160,473,600.00	
	SK INNOVATION CO LTD	3,210	153,000.00	491,130,000.00	
	S-OIL CORPORATION	2,270	88,800.00	201,576,000.00	
	CHEIL INDUSTRIES INC	2,213	94,900.00	210,013,700.00	
	HANWHA CHEMICAL CORP	3,756	17,500.00	65,730,000.00	
	HANWHA CORPORATION	1,835	32,300.00	59,270,500.00	
	HYOSUNG CORPORATION	1,409	60,000.00	84,540,000.00	
	HYUNDAI HYSCO	1,460	32,800.00	47,888,000.00	
	HYUNDAI STEEL CO	2,908	78,100.00	227,114,800.00	
	KOREA ZINC CO LTD	381	354,500.00	135,064,500.00	

KUMHO PETRO CHEMICAL CO LTD	580	99,800.00	57,884,000.00	
LG CHEM LTD	2,476	268,500.00	664,806,000.00	
LG CHEM LTD-PREFERENCE	163	98,100.00	15,990,300.00	
LOTTE CHEMICAL CORPORATION	906	177,000.00	160,362,000.00	
OCI COMPANY LTD	780	142,000.00	110,760,000.00	
POSCO	3,320	323,500.00	1,074,020,000.00	
CJ CORP	898	138,000.00	123,924,000.00	
DAELIM INDUSTRIAL CO LTD	1,470	87,200.00	128,184,000.00	
DAEWOO ENGINEERING & CONSTR	4,210	8,000.00	33,680,000.00	
DAEWOO INTERNATIONAL CORP	2,992	39,400.00	117,884,800.00	
DAEWOO SHIPBUILDING & MARINE	4,110	28,400.00	116,724,000.00	
DOOSAN CORP	304	131,000.00	39,824,000.00	
DOOSAN HEAVY INDUSTRIES	2,311	44,400.00	102,608,400.00	
DOOSAN INFRACORE CO LTD	4,280	13,700.00	58,636,000.00	
GS ENGINEERING & CONSTRUCT	1,822	32,800.00	59,761,600.00	
HYUNDAI DEVELOPMENT COMPANY	3,000	25,450.00	76,350,000.00	
HYUNDAI ENGINEERING & CONST	3,428	62,000.00	212,536,000.00	
HYUNDAI HEAVY INDUSTRIES	2,260	203,500.00	459,910,000.00	
HYUNDAI MIPO DOCKYARD	430	127,000.00	54,610,000.00	
KCC CORP	260	333,000.00	86,580,000.00	
KOREA AEROSPACE INDUSTRIES	1,510	28,600.00	43,186,000.00	
LG CORP	4,420	66,200.00	292,604,000.00	
LS CORP	1,095	82,300.00	90,118,500.00	
LS INDUSTRIAL SYSTEMS	617	64,000.00	39,488,000.00	
SAMSUNG C&T CORP	6,821	61,200.00	417,445,200.00	
SAMSUNG ENGINEERING CO LTD	1,603	102,000.00	163,506,000.00	
SAMSUNG HEAVY INDUSTRIES	7,540	34,750.00	262,015,000.00	
SAMSUNG TECHWIN CO LTD	1,635	67,600.00	110,526,000.00	
SK HOLDINGS CO LTD	1,234	162,500.00	200,525,000.00	
SK NETWORKS CO LTD	4,700	7,370.00	34,639,000.00	
S-1 CORPORATION	1,294	61,000.00	78,934,000.00	
HYUNDAI GLOVIS CO LTD	594	179,000.00	106,326,000.00	
HYUNDAI MERCHANT MARINE	2,198	10,100.00	22,199,800.00	
KOREAN AIR LINES CO LTD	2,006	36,600.00	73,419,600.00	
HANKOOK TIRE CO LTD/NEW	3,361	48,800.00	164,016,800.00	
HYUNDAI MOBIS	3,471	260,000.00	902,460,000.00	
HYUNDAI MOTOR CO	7,842	193,500.00	1,517,427,000.00	
HYUNDAI MOTOR CO LTD-2ND PFD	1,719	83,000.00	142,677,000.00	
HYUNDAI MOTOR CO LTD-PFD	830	81,000.00	67,230,000.00	
HYUNDAI WIA CORP	699	145,000.00	101,355,000.00	
KIA MOTORS CORPORATION	13,628	53,900.00	734,549,200.00	
MANDO CORP	560	95,000.00	53,200,000.00	
COWAY CO.,LTD.	2,430	53,000.00	128,790,000.00	

LG ELECTRONICS INC	5,431	84,200.00	457,290,200.00	
KANGWON LAND INC	5,180	32,600.00	168,868,000.00	
CHEIL COMMUNICATIONS INC	4,110	26,600.00	109,326,000.00	
HYUNDAI DEPT STORE CO	832	166,500.00	138,528,000.00	
LOTTE SHOPPING CO	665	400,000.00	266,000,000.00	
SHINSEGAE CO LTD	417	231,500.00	96,535,500.00	
EMART	1,007	208,500.00	209,959,500.00	
CJ CHEILJEDANG CORP	404	295,000.00	119,180,000.00	
KT&G CORP	5,333	80,600.00	429,839,800.00	
LOTTE CONFECTIONERY CO LTD	45	1,797,000.00	80,865,000.00	
ORION CORP	159	1,148,000.00	182,532,000.00	
AMOREPACIFIC CORP	180	909,000.00	163,620,000.00	
LG HOUSEHOLD & HEALTH CARE	446	627,000.00	279,642,000.00	
PACIFIC CORP	121	386,000.00	46,706,000.00	
CELLTRION INC	3,068	27,950.00	85,750,600.00	
YUHAN CORPORATION	366	200,000.00	73,200,000.00	
BS FINANCIAL GROUP INC	7,870	14,300.00	112,541,000.00	
DGB FINANCIAL GROUP INC	6,090	15,800.00	96,222,000.00	
HANA FINANCIAL GROUP	14,611	36,100.00	527,457,100.00	
INDUSTRIAL BANK OF KOREA	7,770	12,650.00	98,290,500.00	
KB FINANCIAL GROUP INC	19,168	36,250.00	694,840,000.00	
SHINHAN FINANCIAL GROUP LTD	22,005	38,450.00	846,092,250.00	
WOORI FINANCE HOLDINGS CO	16,320	11,600.00	189,312,000.00	
DAEWOO SECURITIES CO LTD	7,448	11,550.00	86,024,400.00	
HYUNDAI SECURITIES CO	4,190	7,920.00	33,184,800.00	
KOREA INVESTMENT HOLDINGS CO	1,840	46,650.00	85,836,000.00	
MIRAE ASSET SECURITIES CO LT	1,508	49,600.00	74,796,800.00	
SAMSUNG CARD CO	1,896	42,050.00	79,726,800.00	
SAMSUNG SECURITIES CO LTD	3,246	52,300.00	169,765,800.00	
WOORI INVESTMENT & SECURITIE	8,202	12,450.00	102,114,900.00	
DONGBU INSURANCE CO LTD	2,150	44,700.00	96,105,000.00	
HANWHA LIFE INSURANCE	7,630	6,800.00	51,884,000.00	
HYUNDAI MARINE & FIRE INS CO	3,170	30,400.00	96,368,000.00	
SAMSUNG FIRE & MARINE INS	1,722	220,500.00	379,701,000.00	
SAMSUNG LIFE INSURANCE CO	2,905	105,500.00	306,477,500.00	
NCSOFT CORPORATION	708	166,000.00	117,528,000.00	
NHN CORP	2,232	288,500.00	643,932,000.00	
SK C&C CO LTD	1,235	99,300.00	122,635,500.00	
LG DISPLAY CO LTD	11,080	29,300.00	324,644,000.00	
LG INNOTEK CO LTD	392	91,800.00	35,985,600.00	
SAMSUNG ELECTRO-MECHANICS CO	2,844	98,900.00	281,271,600.00	
SAMSUNG SDI CO LTD	1,745	128,500.00	224,232,500.00	
KT CORP	2,340	38,400.00	89,856,000.00	

	LG UPLUS CORP	14,670	11,800.00	173,106,000.00	
	SK TELECOM	945	215,000.00	203,175,000.00	
	KOREA ELECTRIC POWER CORP	13,180	30,100.00	396,718,000.00	
	KOREA GAS CORPORATION	1,083	66,900.00	72,452,700.00	
	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	5,552	1,515,000.00	8,411,280,000.00	
	SAMSUNG ELECTRONICS-PFD	1,057	890,000.00	940,730,000.00	
	SK HYNIX INC	27,470	29,050.00	798,003,500.00	
韓国ウォン小計		388,073		31,054,606,150.00 (2,857,023,765)	
新台湾ドル	FORMOSA PETROCHEMICAL CORP	50,240	82.00	4,119,680.00	
	ASIA CEMENT CORP	95,311	37.60	3,583,693.60	
	CHINA PETROCHEMICAL DEV CORP	82,720	15.80	1,306,976.00	
	CHINA STEEL	617,280	25.95	16,018,416.00	
	ETERNAL CHEMICAL CO LTD	27,562	26.20	722,124.40	
	FENG HSIN IRON & STEEL CO	25,000	53.20	1,330,000.00	
	FORMOSA CHEMICALS & FIBRE	167,050	73.50	12,278,175.00	
	FORMOSA PLASTICS CORP	198,870	73.50	14,616,945.00	
	LCY CHEMICAL CORP	21,796	36.65	798,823.40	
	NAN YA PLASTICS CORP	250,250	63.20	15,815,800.00	
	ORIENTAL UNION CHEMICAL	51,000	33.80	1,723,800.00	
	TAIWAN CEMENT	144,929	39.15	5,673,970.35	
	TAIWAN FERTILIZER CO LTD	34,000	73.20	2,488,800.00	
	TSRC CORP	27,830	59.30	1,650,319.00	
	TUNG HO STEEL ENTERPRISE COR	40,000	28.95	1,158,000.00	
	AIRTAC INTERNATIONAL GROUP	5,000	160.00	800,000.00	
	CTCI CORP	33,000	60.40	1,993,200.00	
	FAR EASTERN NEW CENTURY CORPORATION	156,611	32.25	5,050,704.75	
	HIWIN TECHNOLOGIES CORP	7,570	217.00	1,642,690.00	
	TAIWAN GLASS IND CORP	65,486	29.95	1,961,305.70	
	TECO ELECTRIC & MACHINERY	83,000	27.50	2,282,500.00	
	WALSIN LIHWA CORP	199,000	9.12	1,814,880.00	
	CHINA AIRLINES LTD	133,203	11.40	1,518,514.20	
	EVA AIRWAYS CORP	95,000	16.90	1,605,500.00	
	EVERGREEN MARINE	106,499	17.40	1,853,082.60	
	U-MING MARINE TRANSPORT CORP	18,000	47.25	850,500.00	
	WAN HAI LINES LIMITED	28,350	17.10	484,785.00	
	YANG MING MARINE TRANSPORT	42,900	13.25	568,425.00	
	CHENG SHIN RUBBER IND CO LTD	88,749	99.60	8,839,400.40	
	CHINA MOTOR CORP	51,000	27.60	1,407,600.00	
	NAN KANG RUBBER TIRE CO LTD	43,309	35.70	1,546,131.30	
	YULON MOTOR COMPANY	56,000	52.00	2,912,000.00	
	FORMOSA TAFFETA CO.	40,000	28.00	1,120,000.00	
	GIANT MANUFACTURING	11,464	187.00	2,143,768.00	

MERIDA INDUSTRY CO LTD	15,000	192.00	2,880,000.00	
POU CHEN	117,780	32.40	3,816,072.00	
RUENTEX INDUSTRIES LTD	21,777	69.90	1,522,212.30	
FORMOSA INTERNATIONAL HOTELS	2,662	342.50	911,735.00	
FAR EASTERN DEPARTMENT STORE	48,187	27.05	1,303,458.35	
HOTAI MOTOR COMPANY LTD	12,000	277.00	3,324,000.00	
PRESIDENT CHAIN STORE CORP	27,544	189.00	5,205,816.00	
STANDARD FOODS CORP	11,160	103.00	1,149,480.00	
UNI-PRESIDENT ENTERPRISES CO	195,835	60.40	11,828,434.00	
SCINOPHARM TAIWAN LTD	27,000	69.90	1,887,300.00	
CHANG HWA COMMERCIAL BANK	235,688	17.10	4,030,264.80	
CHINA DEVELOPMENT FINANCIAL	636,780	8.39	5,342,584.20	
CHINATRUST FINANCIAL HOLDING	603,306	18.15	10,950,003.90	
E.SUN FINANCIAL HOLDING CO	170,584	17.70	3,019,336.80	
FIRST FINANCIAL HOLDING CO	319,131	18.20	5,808,184.20	
HUA NAN FINANCIAL HOLDINGS C	271,625	17.35	4,712,693.75	
MEGA FINANCIAL HOLDING CO LT	390,876	23.55	9,205,129.80	
SINOPAC FINANCIAL HOLDINGS	261,559	15.10	3,949,540.90	
TAISHIN FINANCIAL HOLDING	273,063	13.25	3,618,084.75	
TAIWAN BUSINESS BANK	171,003	9.11	1,557,837.33	
TAIWAN COOPERATIVE FINANCIAL	232,744	17.10	3,979,922.40	
CAPITAL SECURITIES CORP	139,948	10.75	1,504,441.00	
CHAILEASE HOLDING CO LTD	29,000	95.80	2,778,200.00	
FUBON FINANCIAL HOLDING CO	309,082	41.00	12,672,362.00	
YUANTA FINANCIAL HOLDING CO LTD	479,944	15.55	7,463,129.20	
CATHAY FINANCIAL HOLDING CO	381,673	39.75	15,171,501.75	
CHINA LIFE INSURANCE CO LTD	113,759	30.45	3,463,961.55	
SHIN KONG FINANCIAL HOLDING	324,826	9.70	3,150,812.20	
FARGLORY LAND DEVELOPMENT CO	10,000	56.70	567,000.00	
HIGHWEALTH CONSTRUCTION CORP	21,600	66.10	1,427,760.00	
RUENTEX DEVELOPMENT CO LTD	37,993	57.20	2,173,199.60	
ACER INC	146,375	24.50	3,586,187.50	
ADVANTECH CO LTD	15,600	138.50	2,160,600.00	
ASUSTEK COMPUTER INC	32,092	349.00	11,200,108.00	
AU OPTRONICS CORP	388,090	13.45	5,219,810.50	
CATCHER TECHNOLOGY CO LTD	25,700	157.00	4,034,900.00	
CHENG UEI PRECISION INDUSTRY	17,340	60.20	1,043,868.00	
CHICONY ELECTRONICS CO LTD	27,807	81.70	2,271,831.90	
CLEVO COMPANY	21,008	55.00	1,155,440.00	
COMPAL ELECTRONICS	224,760	19.10	4,292,916.00	
DELTA ELECTRONICS INC	85,520	147.00	12,571,440.00	
E INK HOLDINGS INC	36,000	21.05	757,800.00	
FOXCONN TECHNOLOGY CO LTD	40,426	82.00	3,314,932.00	

	HON HAI PRECISION INDUSTRY	510,048	81.60	41,619,916.80	
	HTC CORPORATION	35,430	284.00	10,062,120.00	
	INVENTEC CO LTD	164,511	12.00	1,974,132.00	
	LARGAN PRECISION CO LTD	5,040	850.00	4,284,000.00	
	LITE-ON TECHNOLOGY CORP	103,058	52.40	5,400,239.20	
	PEGATRON CORP	71,474	48.05	3,434,325.70	
	QUANTA COMPUTER INC	124,270	62.50	7,766,875.00	
	SIMPLO TECHNOLOGY CO LTD	13,354	135.50	1,809,467.00	
	SYNNEX TECHNOLOGY INTL CORP	69,381	50.70	3,517,616.70	
	TPK HOLDING CO LTD	10,969	590.00	6,471,710.00	
	TRIPOD TECHNOLOGY CORP	19,100	69.70	1,331,270.00	
	UNIMICRON TECHNOLOGY CORP	59,000	31.05	1,831,950.00	
	WINTEK CORP	72,196	15.05	1,086,549.80	
	WISTRON CORP	99,171	29.55	2,930,503.05	
	WPG HOLDINGS CO LTD	81,187	35.55	2,886,197.85	
	ZHEN DING TECHNOLOGY HOLDING	9,450	73.80	697,410.00	
	CHUNGHWA TELECOM CO LTD	184,315	96.00	17,694,240.00	
	FAR EASTONE TELECOMM CO LTD	81,000	74.40	6,026,400.00	
	TAIWAN MOBILE CO LTD	78,200	110.00	8,602,000.00	
	ADVANCED SEMICONDUCTOR ENGINEERING INC	276,739	25.90	7,167,540.10	
	EPISTAR CORP	34,000	55.30	1,880,200.00	
	HERMES MICROVISION INC	3,000	855.00	2,565,000.00	
	KINSUS INTERCONNECT TECH	12,000	110.50	1,326,000.00	
	MACRONIX INTERNATIONAL	225,809	8.08	1,824,536.72	
	MEDIATEK INC	60,064	375.00	22,524,000.00	
	MSTAR SEMICONDUCTOR INC	11,008	262.50	2,889,600.00	
	NOVATEK MICROELECTRONICS LTD	26,045	146.00	3,802,570.00	
	PHISON ELECTRONICS CORP	6,599	230.00	1,517,770.00	
	POWERTECH TECHNOLOGY INC	37,770	53.90	2,035,803.00	
	RADIANT OPTO-ELECTRONICS COR	19,570	116.00	2,270,120.00	
	REALTEK SEMICONDUCTOR CORP	23,707	88.00	2,086,216.00	
	RICHTEK TECHNOLOGY CORP	9,410	162.50	1,529,125.00	
	SILICONWARE PRECISION INDS	161,000	35.50	5,715,500.00	
	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFAC	1,242,389	115.00	142,874,735.00	
	TRANSCEND INFORMATION INC	9,445	101.00	953,945.00	
	UNITED MICROELECTRONICS CORP	634,000	11.90	7,544,600.00	
新台湾ドル小計		14,635,535		655,598,985.30 (2,242,148,529)	
インドルピー	BHARAT PETROLEUM CORP LTD	5,660	409.80	2,319,468.00	
	CAIRN INDIA LTD	22,150	304.35	6,741,352.50	
	COAL INDIA LTD	21,324	308.85	6,585,917.40	
	OIL & NATURAL GAS CORP LTD	43,232	321.55	13,901,249.60	

RELIANCE INDUSTRIES LTD	66,754	818.10	54,611,447.40	
ACC LTD	3,062	1,214.00	3,717,268.00	
AMBUJA CEMENTS LTD	32,735	187.15	6,126,355.25	
ASIAN PAINTS LTD	1,215	4,670.95	5,675,204.25	
HINDALCO INDUSTRIES LTD	49,471	103.55	5,122,722.05	
JINDAL STEEL & POWER LTD	19,814	317.85	6,297,879.90	
JSW STEEL LTD	3,763	702.25	2,642,566.75	
SESA GOA LTD	18,682	162.45	3,034,890.90	
STERLITE INDUSTRIES INDIA LT	59,174	96.50	5,710,291.00	
TATA STEEL LTD	14,409	316.10	4,554,684.90	
ULTRATECH CEMENT LTD	1,438	2,002.00	2,878,876.00	
ADANI ENTERPRISES LTD	7,547	229.30	1,730,527.10	
ADITYA BIRLA NUVO LTD	2,306	1,049.30	2,419,685.80	
BHARAT HEAVY ELECTRICALS	32,256	195.95	6,320,563.20	
JAIPRAKASH ASSOCIATES LTD	37,334	75.05	2,801,916.70	
LARSEN & TOUBRO LTD	10,658	1,562.65	16,654,723.70	
SIEMENS INDIA LTD	7,818	574.55	4,491,831.90	
ADANI PORTS AND SPECIAL ECONOMIC ZONE	11,935	151.55	1,808,749.25	
BAJAJ AUTO LTD	5,066	1,826.50	9,253,049.00	
HERO MOTOCORP LTD	2,195	1,676.10	3,679,039.50	
MAHINDRA & MAHINDRA LTD	14,072	947.90	13,338,848.80	
TATA MOTORS LTD	34,257	300.10	10,280,525.70	
TITAN INDUSTRIES LTD	7,394	276.25	2,042,592.50	
ZEE ENTERTAINMENT ENTERPRISE	26,571	245.75	6,529,823.25	
ITC LTD	106,863	344.50	36,814,303.50	
UNITED BREWERIES LTD	4,195	760.40	3,189,878.00	
UNITED SPIRITS LTD	4,068	2,332.55	9,488,813.40	
DABUR INDIA LTD	19,484	158.25	3,083,343.00	
GODREJ CONSUMER PRODUCTS LTD	6,666	843.65	5,623,770.90	
HINDUSTAN UNILEVER LTD	42,612	584.85	24,921,628.20	
CIPLA LTD	15,010	400.05	6,004,750.50	
DIVI'S LABORATORIES LTD	2,694	1,082.85	2,917,197.90	
DR. REDDY'S LABORATORIES	6,073	1,986.95	12,066,747.35	
LUPIN LTD	6,867	725.75	4,983,725.25	
PIRAMAL ENTERPRISES LTD	3,535	567.00	2,004,345.00	
RANBAXY LABORATORIES LTD	6,355	438.40	2,786,032.00	
SUN PHARMACEUTICAL INDUS	17,704	948.25	16,787,818.00	
AXIS BANK LTD	14,193	1,454.15	20,638,750.95	
BANK OF BARODA	6,598	699.90	4,617,940.20	
BANK OF INDIA	4,754	333.15	1,583,795.10	
CANARA BANK	3,635	405.75	1,474,901.25	
HDFC BANK LTD	75,362	690.05	52,003,548.10	

	HOUSING DEVELOPMENT FINANCE	75,895	880.35	66,814,163.25	
	ICICI BANK LTD	20,594	1,152.65	23,737,674.10	
	LIC HOUSING FINANCE LTD	19,565	248.45	4,860,924.25	
	STATE BANK OF INDIA	6,493	2,290.95	14,875,138.35	
	IDFC LTD	47,718	154.20	7,358,115.60	
	KOTAK MAHINDRA BANK LTD	13,709	723.35	9,916,405.15	
	POWER FINANCE CORPORATION	9,522	197.75	1,882,975.50	
	RELIANCE CAPITAL LTD	4,769	373.95	1,783,367.55	
	RURAL ELECTRIFICATION CORP	13,706	232.20	3,182,533.20	
	SHRIRAM TRANSPORT FINANCE	7,385	734.45	5,423,913.25	
	DLF LTD	24,294	234.90	5,706,660.60	
	UNITECH LTD	52,722	29.25	1,542,118.50	
	HCL TECHNOLOGIES LTD	9,433	770.15	7,264,824.95	
	INFOSYS LTD	22,156	2,361.40	52,319,178.40	
	SATYAM COMPUTER SERVICES LTD	46,405	112.45	5,218,242.25	
	TATA CONSULTANCY SVCS LTD	23,447	1,498.45	35,134,157.15	
	WIPRO LTD	28,991	354.80	10,286,006.80	
	BHARTI AIRTEL LTD	25,397	325.00	8,254,025.00	
	IDEA CELLULAR LTD	29,763	126.75	3,772,460.25	
	RELIANCE COMMUNICATIONS LTD	32,379	109.75	3,553,595.25	
	GAIL INDIA LTD	25,389	339.80	8,627,182.20	
	NTPC LTD	48,348	156.30	7,556,792.40	
	POWER GRID CORP OF INDIA LTD	56,375	113.50	6,398,562.50	
	RELIANCE INFRASTRUCTURE LTD	7,423	402.90	2,990,726.70	
	RELIANCE POWER LTD	26,910	79.35	2,135,308.50	
	TATA POWER CO LTD	54,425	93.95	5,113,228.75	
インドルピー小計		1,642,173		727,971,619.30 (1,368,586,644)	
チェココルナ	KOMERCNI BANKA AS	943	3,700.00	3,489,100.00	
	TELEFONICA CZECH REPUBLIC AS	6,181	287.30	1,775,801.30	
	CEZ AS	9,976	570.00	5,686,320.00	
チェココルナ小計		17,100		10,951,221.30 (55,960,740)	
ハンガリーフォリント	MOL HUNGARIAN OIL AND GAS NY	1,773	16,550.00	29,343,150.00	
	OTP BANK NYRT	11,567	4,890.00	56,562,630.00	
	MAGYAR TELEKOM TELECOMMUNICA	28,589	350.00	10,006,150.00	
ハンガリーフォリント小計		41,929		95,911,930.00 (43,064,456)	
ポーランドズロチ	GRUPA LOTOS SA	2,227	39.91	88,879.57	
	POLSKI KONCERN NAFTOWY SA	15,313	48.70	745,743.10	
	POLSKIE GORNICTWO NAFTOWE I	92,344	5.79	534,671.76	
	GRUPA AZOTY SA	3,391	65.20	221,093.20	
	JASTRZEBSKA SPOLKA WEGLOWA S	2,244	79.30	177,949.20	

	KGHM POLSKA MIEDZ SA	7,215	147.00	1,060,605.00	
	SYNTHOS SA	33,750	4.86	164,025.00	
	CYFROWY POLSAT SA	11,880	17.10	203,148.00	
	EUROCASH SA	2,543	57.50	146,222.50	
	KERNEL HOLDING SA	3,178	57.04	181,273.12	
	BANK HANDLOWY W WARSZAWIE SA	2,010	101.90	204,819.00	
	BANK MILLENNIUM SA	22,475	4.99	112,150.25	
	BANK PEKAO SA	6,079	150.65	915,801.35	
	BANK ZACHODNI WBK SA	1,418	267.20	378,889.60	
	BRE BANK SA	761	357.00	271,677.00	
	PKO BANK POLSKI SA	44,071	33.00	1,454,343.00	
	POWSZECHNY ZAKLAD UBEZPIECZE	2,976	449.50	1,337,712.00	
	ASSECO POLAND SA	2,746	43.00	118,078.00	
	TELEKOMUNIKACJA POLSKA SA	36,440	7.55	275,122.00	
	ENEA SA	4,648	13.85	64,374.80	
	POLSKA GRUPA ENERGETYCZNA SA	36,786	16.65	612,486.90	
	TAURON POLSKA ENERGIA SA	40,920	4.19	171,454.80	
ポーランドズロチ小計		375,415		9,440,519.15 (301,435,776)	
南アフリカランド	EXXARO RESOURCES LTD	7,884	142.50	1,123,470.00	
	SASOL LTD	26,349	408.81	10,771,734.69	
	AFRICAN RAINBOW MINERALS LTD	7,019	182.12	1,278,300.28	
	ANGLO AMERICAN PLATINUM LIMITED	3,805	345.00	1,312,725.00	
	ANGLOGOLD ASHANTI LTD	19,447	171.17	3,328,742.99	
	ARCELORMITTAL SOUTH AFRICA	9,721	25.55	248,371.55	
	ASSORE LTD	1,860	322.00	598,920.00	
	GOLD FIELDS LTD	33,782	62.64	2,116,104.48	
	HARMONY GOLD MINING CO LTD	20,054	43.10	864,327.40	
	IMPALA PLATINUM HOLDINGS LTD	26,620	115.55	3,075,941.00	
	KUMBA IRON ORE LTD	3,653	501.76	1,832,929.28	
	NORTHAM PLATINUM LTD	13,846	32.22	446,118.12	
	PPC LIMITED	30,677	34.50	1,058,356.50	
	SAPPI LIMITED	26,526	24.61	652,804.86	
	AVENG LTD	20,796	30.05	624,919.80	
	BARLOWORLD LTD	13,028	100.00	1,302,800.00	
	BIDVEST GROUP LTD	16,104	258.00	4,154,832.00	
	REUNERT LTD	14,365	72.90	1,047,208.50	
	STEINHOFF INTL HOLDINGS LTD	73,757	23.80	1,755,416.60	
	NASPERS LTD-N SHS	19,911	624.33	12,431,034.63	
	IMPERIAL HOLDINGS LTD	8,743	224.85	1,965,863.55	
	MR PRICE GROUP LTD	11,589	132.00	1,529,748.00	
	THE FOSCHINI GROUP LIMITED	10,233	109.00	1,115,397.00	
	TRUWORTHS INTERNATIONAL LTD	21,406	90.00	1,926,540.00	

	WOOLWORTHS HOLDINGS LTD	40,114	75.00	3,008,550.00	
	MASSMART HOLDINGS LTD	5,649	193.00	1,090,257.00	
	PICK N PAY STORES LTD	10,581	40.75	431,175.75	
	SHOPRITE HOLDINGS LTD	21,783	174.09	3,792,202.47	
	SPAR GROUP LIMITED/THE	10,016	119.20	1,193,907.20	
	TIGER BRANDS LTD	8,354	297.55	2,485,732.70	
	LIFE HEALTHCARE GROUP HOLDIN	49,296	35.50	1,750,008.00	
	NETCARE LTD	36,951	20.30	750,105.30	
	ASPEN PHARMACARE HOLDINGS LT	14,257	218.40	3,113,728.80	
	ABSA GROUP LTD	13,812	151.40	2,091,136.80	
	NEDBANK GROUP LTD	9,558	182.30	1,742,423.40	
	STANDARD BANK GROUP LTD	58,855	114.85	6,759,496.75	
	AFRICAN BANK INVESTMENTS LTD	41,558	22.70	943,366.60	
	FIRSTRAND LTD	153,209	32.01	4,904,220.09	
	INVESTEC LTD	15,904	69.30	1,102,147.20	
	REMGRO LTD	24,603	192.45	4,734,847.35	
	RMB HOLDINGS LTD	34,090	41.05	1,399,394.50	
	DISCOVERY LIMITED	18,014	82.39	1,484,173.46	
	LIBERTY HOLDINGS LTD	6,226	123.68	770,031.68	
	MMI HOLDINGS LTD	49,547	24.69	1,223,315.43	
	RMI HOLDINGS	40,408	24.67	996,865.36	
	SANLAM LTD	87,946	46.30	4,071,899.80	
	MTN GROUP LTD	85,719	170.07	14,578,230.33	
	VODACOM GROUP	17,139	109.70	1,880,148.30	
南アフリカランド小計		1,294,764		122,859,970.50 (1,374,803,069)	
トルコリラ	TUPRAS-TURKIYE PETROL RAFINE	6,478	52.25	338,475.50	
	EREGLI DEMIR VE CELIK FABRIK	51,838	2.05	106,267.90	
	KOZA ALTIN ISLETMELERI AS	1,677	32.70	54,837.90	
	ENKA INSAAT VE SANAYI AS	22,162	5.48	121,447.76	
	KOC HOLDING AS	31,393	11.25	353,171.25	
	TURK SISE VE CAM FABRIKALARI	28,780	3.21	92,383.80	
	TAV HAVALIMANLARI HOLDING AS	12,762	10.60	135,277.20	
	TURK HAVA YOLLARI AO	33,158	8.00	265,264.00	
	FORD OTOMOTIV SANAYI AS	3,258	26.80	87,314.40	
	TOFAS TURK OTOMOBIL FABRIKA	9,987	12.40	123,838.80	
	ARCELIK AS	15,358	13.40	205,797.20	
	BIM BIRLESIK MAGAZALAR AS	5,322	94.00	500,268.00	
	ANADOLU EFES BIRACILIK VE	9,571	30.20	289,044.20	
	COCA-COLA ICECEK AS	2,991	56.00	167,496.00	
	AKBANK T.A.S.	90,842	10.10	917,504.20	
	ASYA KATILIM BANKASI AS	20,503	2.25	46,131.75	
	TURKIYE GARANTI BANKASI	108,046	10.55	1,139,885.30	

	TURKIYE HALK BANKASI	28,740	20.75	596,355.00	
	TURKIYE IS BANKASI-C	85,644	7.44	637,191.36	
	TURKIYE VAKIFLAR BANKASI T-D	35,938	6.76	242,940.88	
	YAPI VE KREDI BANKASI	41,263	6.08	250,879.04	
	HACI OMER SABANCI HOLDING	41,483	12.40	514,389.20	
	EMLAK KONUT GAYRIMENKUL YATI	21,819	3.06	66,766.14	
	TURK TELEKOMUNIKASYON AS	26,540	8.50	225,590.00	
	TURKCELL ILETISIM HIZMET AS	37,927	11.15	422,886.05	
トルコリラ小計		773,480		7,901,402.83 (443,742,782)	
ユーロ	MAROC TELECOM	12,056	10.05	121,162.80	
ユーロ小計		12,056		121,162.80 (15,936,543)	
合計		87,589,915		19,833,131,075 (19,833,131,075)	

B. 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘 柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券	メキシコペソ	CONTROLADORA COML MEXIC-UB	18,600.00	881,082.00	
	メキシコペソ小計		18,600.00	881,082.00 (7,418,710)	
	ブラジルレアル	BANCO SANTANDER SA	35,600.00	517,624.00	
		SUL AMERICA SA-UNITS	8,518.00	121,211.14	
	ブラジルレアル小計		44,118.00	638,835.14 (32,037,582)	
	南アフリカランド	GROWTHPOINT PROPERTIES LTD	85,840.00	2,559,748.80	
		REDEFINE PROPERTIES LTD	166,445.00	1,880,828.50	
	南アフリカランド小計		252,285.00	4,440,577.30 (49,690,059)	
投資信託受益証券合計				89,146,351 (89,146,351)	
合計				89,146,351 (89,146,351)	

(注)有価証券明細表注記
(1)通貨ごとの小計の欄における( )内は、邦貨換算額であります。
(2)合計金額欄の記載は、邦貨額であります。( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。
(3)通貨の表示は、外貨についてはその通貨の単位、邦貨については円単位で表示しております。
(4)外貨建有価証券の通貨別内訳

通貨	銘柄数	組入時価比率	有価証券の合計金額に対する比率
アメリカドル	株式 29銘柄	100.0%	7.4%
香港ドル	株式 138銘柄	100.0%	18.2%
マレーシアリンギット	株式 42銘柄	100.0%	3.8%

タイバーツ	株式	23銘柄	100.0%	2.8%
フィリピンペソ	株式	18銘柄	100.0%	1.1%
インドネシアルピア	株式	25銘柄	100.0%	3.1%
メキシコペソ	株式	25銘柄	99.3%	5.3%
	投資信託受益証券	1銘柄	0.7%	0.0%
ブラジルレアル	株式	78銘柄	98.7%	12.3%
	投資信託受益証券	2銘柄	1.3%	0.2%
チリペソ	株式	22銘柄	100.0%	1.9%
韓国ウォン	株式	103銘柄	100.0%	14.3%
新台湾ドル	株式	113銘柄	100.0%	11.3%
インドルピー	株式	72銘柄	100.0%	6.9%
チェココルナ	株式	3銘柄	100.0%	0.3%
ハンガリーフォリント	株式	3銘柄	100.0%	0.2%
ポーランドズロチ	株式	22銘柄	100.0%	1.5%
南アフリカランド	株式	48銘柄	96.5%	6.9%
	投資信託受益証券	2銘柄	3.5%	0.2%
トルコリラ	株式	25銘柄	100.0%	2.2%
ユーロ	株式	1銘柄	100.0%	0.1%

(注)組入時価比率は、通貨ごとの有価証券の合計金額に対する比率であります。

② 信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

③ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
注記事項(デリバティブ取引に関する注記)に記載したとおりであります。

④ 不動産等明細表
該当事項はありません。

⑤ 商品明細表
該当事項はありません。

⑥ 商品投資等取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

⑦ その他特定資産の明細表
該当事項はありません。

⑧ 借入金明細表
該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】(平成25年5月31日現在)

Ⅰ 資産総額	3,085,271,855 円
Ⅱ 負債総額	14,101,431 円
Ⅲ 純資産総額(Ⅰ－Ⅱ)	3,071,170,424 円
Ⅳ 発行済口数	2,388,979,900 口
Ⅴ 1口当たり純資産額(Ⅲ／Ⅳ)	1.2856 円
1万口当たり純資産額	12,856 円

(参考情報)

新興国株式インデックス マザーファンド

Ⅰ 資産総額	20,140,648,715 円
Ⅱ 負債総額	239,023,909 円
Ⅲ 純資産総額(Ⅰ－Ⅱ)	19,901,624,806 円
Ⅳ 発行済口数	9,149,825,444 口
Ⅴ 1口当たり純資産額(Ⅲ／Ⅳ)	2.1751 円
1万口当たり純資産額	21,751 円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1)名義書換等

該当事項はありません。

(2)受益者等に対する特典

該当事項はありません。

(3)譲渡制限

該当事項はありません。

(4)振替受益権について

当ファンドの受益権は社振法の適用を受けます。

①受益証券の不発行

委託会社は、当ファンドの受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合又は当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

②受益権の譲渡

イ．受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載又は記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

ロ．上記イ．の申請のある場合には、上記イ．の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少及び譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載又は記録するものとします。ただし、上記イ．の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載又は記録が行われるよう通知するものとします。

ハ．上記イ．の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載又は記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるとき又はやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

③受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載又は記録によらなければ、委託会社及び受託会社に対抗することができません。

④受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

⑤償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載又は記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載又は記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

⑥質権口記載又は記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載又は記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金及び償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1)資本金の額（平成25年5月31日現在）

資本金の額　　：3億円

発行可能株式総数：12,000株

発行済株式総数　：3,000株

最近5年間における資本金の額の増減：該当事項はありません。

(2)委託会社の機構

①会社の意思決定機構

会社に取締役3名以上、監査役2名以内をおきます。取締役及び監査役は、株主総会において選任され、又は解任されます。

取締役及び監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとします。

また、取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、監査役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行います。

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。

取締役会は、その決議をもって、取締役の中から、代表取締役若干名を選定します。また、代表取締役の中から社長1名を選定し、必要あるときは、取締役の中から、副社長、専務取締役、常務取締役若干名を選定することができます。

取締役会は、社長が招集し、議長となります。

社長にさしつかえあるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順位にしたがい、ほかの取締役がその職務を代行します。

取締役会を招集するには、各取締役及び各監査役に対して会日の3日前までに招集通知を発します。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができ、取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ずに取締役会を開催することができます。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行います。

②投資運用の意思決定機構

［PLAN（計画）］

運用企画部担当役員を委員長とする運用委員会において、ファンドの運用の基本方針や運用ガイドラインなどを決定します。運用委員会で決定された運用の基本方針等に基づき、各運用部において、ファンドマネジャーが資産配分や個別資産の運用に係る運用計画を月次で策定し、部長が承認します。

［DO（実行）］

各運用部のファンドマネジャーは、運用計画に沿った運用の実行指図を通じてポートフォリオを構築し、ファンドの運用状況を管理します。

各運用部の部長は、ファンドの運用が運用計画に沿って行われていることを確認します。

売買発注の執行は、各運用部からの運用の実行指図に基づき、各運用部から独立したトレーディング部のトレーダーが行います。

［CHECK（検証・評価）］

運用部門において各運用部から独立した運用企画部は、ファンド品質の維持・向上の観点から、毎月開催される運用委員会（委員長は運用企画部担当役員）にパフォーマンス等に係るモニタリング状況を報告します。
このモニタリング状況や討議内容は、各運用部の部長（委員会の構成員）からファンドマネジャーに速やかにフィードバックされ、ファンドの運用に反映させています。
また、運用に関するリスク管理と法令等遵守状況のモニタリングについては、運用部門から独立したリスク管理部及びコンプライアンス統括部が担当します。このモニタリング結果は、毎月開催される運用リスク管理委員会（委員長はリスク管理部担当役員）及びコンプライアンス会議（議長は社長）に報告されます。
こうした牽制態勢のもと、PLAN→DO→CHECKのPDCサイクルによる一貫した運用プロセスにより、適切な運用体制を維持するよう努めています。
さらに、内部監査部は、業務執行に係る内部管理態勢の適切性・有効性を独立した立場から検証・評価します。この監査結果等を取締役会に報告するとともに、指摘事項の是正・改善状況の事後点検を行います。

委託会社の機構は平成25年7月30日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また、金融商品取引法に定める投資助言業務等の関連する業務を行っています。
平成25年5月31日現在、委託会社が運用の指図を行っている証券投資信託（マザーファンドを除きます。）は次の通りです。

	本数（本）	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	313	4,483,878
追加型公社債投資信託	0	0
単位型株式投資信託	3	403
単位型公社債投資信託	0	0
合計	316	4,484,281

3【委託会社等の経理状況】

(1) 委託者である三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社（以下「委託者」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）第2条に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。

なお、財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

(2) 委託者は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

（単位：千円）

		前事業年度 （平成24年3月31日現在）		当事業年度 （平成25年3月31日現在）
資産の部				
流動資産				
現金及び預金		4,826,115		8,192,444
前払費用		30,184		81,751
未収委託者報酬		944,716		2,210,605
未収運用受託報酬		26,998		31,051
未収入金		75,514		676
一年以内返還予定保証金		187,128		―
繰延税金資産		69,857		61,743
その他		31,325		19,263
流動資産合計		6,191,840		10,597,535
固定資産				
有形固定資産				
建物	※1	3,525	※1	79,281
器具備品	※1	14,970	※1	103,209
建設仮勘定		62,454		―
有形固定資産合計		80,949		182,491
無形固定資産				
ソフトウェア		60,130		168,561
ソフトウェア仮勘定		12,151		―
その他無形固定資産		928		1,770
無形固定資産合計		73,209		170,332
投資その他の資産				
投資有価証券		43,194		47,112
長期前払費用		357		―
長期貸付金		―		31,838
会員権		―		25,000
その他の投資		165		633
貸倒引当金		―		△31,838
投資その他の資産合計		43,717		72,746
固定資産合計		197,876		425,570
資産合計		6,389,717		11,023,105

（単位：千円）

	前事業年度 （平成24年3月31日現在）	当事業年度 （平成25年3月31日現在）
負債の部		
流動負債		

預り金	22,794	19,992
未払金	644,600	1,459,757
未払収益分配金	30	―
未払手数料	438,778	942,503
その他未払金	205,791	517,254
未払費用	112,121	82,209
未払法人税等	20,166	204,363
未払消費税等	5,683	11,940
賞与引当金	71,044	92,832
移転関連費用引当金	41,450	―
その他流動負債	―	21,231
流動負債合計	917,862	1,892,326
固定負債		
資産除去債務	―	12,281
退職給付引当金	199,976	268,531
繰延税金負債	308,964	303,555
固定負債合計	508,940	584,368
負債合計	1,426,803	2,476,694
純資産の部		
株主資本		
資本金	300,000	300,000
資本剰余金		
その他資本剰余金	―	350,000
資本剰余金合計	―	350,000
利益剰余金		
利益準備金	56,500	59,500
その他利益剰余金		
別途積立金	2,100,000	2,100,000
繰越利益剰余金	2,516,273	5,731,912
利益剰余金合計	4,672,773	7,891,412
株主資本合計	4,972,773	8,541,412
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△ 9,859	4,998
評価・換算差額等合計	△9,859	4,998
純資産合計	4,962,913	8,546,410
負債・純資産合計	6,389,717	11,023,105

(2)【損益計算書】

（単位：千円）

	前事業年度 (自　平成23年4月1日 至　平成24年3月31日)	当事業年度 (自　平成24年4月1日 至　平成25年3月31日)

営業収益			
委託者報酬	7,821,113		19,128,296
運用受託報酬	98,179		94,659
営業収益合計	7,919,292		19,222,955
営業費用			
支払手数料	3,715,816		9,030,246
広告宣伝費	61,165		73,287
公告費	2,451		2,244
調査費	1,023,870		4,132,154
調査費	86,225		207,030
委託調査費	936,024		3,922,394
図書費	1,620		2,729
営業雑経費	610,455		1,294,879
通信費	10,764		21,905
印刷費	121,287		330,735
協会費	10,136		21,939
諸会費	803		757
情報機器関連費	436,328		874,151
その他営業雑経費	31,135		45,391
営業費用合計	5,413,759		14,532,812
一般管理費			
給料	1,276,685		2,259,238
役員報酬	35,160		78,205
給料・手当	1,048,061		1,967,177
賞与	193,464		213,855
退職給付費用	66,790		64,787
福利費	152,149		190,716
交際費	1,012		879
旅費交通費	25,687		45,160
租税公課	16,148		25,420
不動産賃借料	238,033		129,096
寄付金	2,832		―
減価償却費	55,540		129,966
敷金償却	2,804		―
諸経費	81,858	※1	257,947
一般管理費合計	1,919,541		3,103,213
営業利益	585,991		1,586,929

（単位：千円）

	前事業年度 (自　平成23年4月1日 至　平成24年3月31日)	当事業年度 (自　平成24年4月1日 至　平成25年3月31日)

営業外収益		
受取配当金	2,795	1,919
受取利息	13,889	6,475
投資有価証券売却益	149	924
貸倒引当金戻入	―	3,000
その他	2,125	2,552
営業外収益合計	18,961	14,873
営業外費用		
支払手数料	800	―
投資有価証券売却損	12	14,182
その他	74	361
営業外費用合計	887	14,544
経常利益	604,065	1,587,257
特別利益		
投資有価証券売却益	1,277,804	30,000
特別利益合計	1,277,804	30,000
特別損失		
統合関連損失	123,726	484,725
特別損失合計	123,726	484,725
税引前当期純利益	1,758,142	1,132,532
法人税、住民税及び事業税	241,760	369,828
法人税等調整額	368,903	56,358
法人税等合計	610,664	426,187
当期純利益	1,147,477	706,344

(3)【株主資本等変動計算書】

（単位：千円）

	前事業年度 （自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）	当事業年度 （自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）
株主資本		
資本金		
当期首残高	300,000	300,000
当期変動額		
当期変動額合計	―	―
当期末残高	300,000	300,000
資本剰余金		
その他資本剰余金		
当期首残高	―	―
当期変動額		
自己株式の消却	△ 3,019,410	―
その他利益剰余金より振替	3,019,410	―
合併による増加	―	350,000
当期変動額合計	―	350,000
当期末残高	―	350,000

利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	53,500	56,500
当期変動額		
剰余金の配当に伴う積立	3,000	3,000
当期変動額合計	3,000	3,000
当期末残高	56,500	59,500
その他利益剰余金		
別途積立金		
当期首残高	5,100,000	2,100,000
当期変動額		
繰越利益剰余金へ振替	△ 3,000,000	―
当期変動額合計	△ 3,000,000	―
当期末残高	2,100,000	2,100,000
繰越利益剰余金		
当期首残高	1,421,205	2,516,273
当期変動額		
剰余金の配当	△ 33,000	△ 33,000
当期純利益	1,147,477	706,344
別途積立金より振替	3,000,000	―
その他資本剰余金へ振替	△ 3,019,410	―
合併による増加	―	2,542,294
当期変動額合計	1,095,067	3,215,638
当期末残高	2,516,273	5,731,912
利益剰余金合計		
当期首残高	6,574,705	4,672,773
当期変動額		
剰余金の配当	△ 30,000	△ 30,000
当期純利益	1,147,477	706,344
その他資本剰余金へ振替	△ 3,019,410	―
合併による増加	―	2,542,294
当期変動額合計	△ 1,901,932	3,218,638
当期末残高	4,672,773	7,891,412

（単位：千円）

	前事業年度 （自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）	当事業年度 （自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）
自己株式		
当期首残高	―	―
当期変動額		
自己株式の取得	△ 3,019,410	―
自己株式の消却	3,019,410	―
当期変動額合計	―	―
当期末残高	―	―
株主資本合計		
当期首残高	6,874,705	4,972,773
当期変動額		

剰余金の配当	△ 30,000	△ 30,000
当期純利益	1,147,477	706,344
その他資本剰余金へ振替	△ 3,019,410	―
合併による増加	―	2,892,294
当期変動額合計	△ 1,901,932	3,568,638
当期末残高	4,972,773	8,541,412
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	△ 8,501	△ 9,859
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△ 1,357	14,857
当期変動額合計	△ 1,357	14,857
当期末残高	△ 9,859	4,998
評価・換算差額等合計		
当期首残高	△ 8,501	△ 9,859
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△ 1,357	14,857
当期変動額合計	△ 1,357	14,857
当期末残高	△ 9,859	4,998
純資産合計		
当期首残高	6,866,203	4,962,913
当期変動額		
剰余金の配当	△ 30,000	△ 30,000
当期純利益	1,147,477	706,344
その他資本剰余金へ振替	△ 3,019,410	―
合併による増加	―	2,892,294
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△ 1,357	14,857
当期変動額合計	△ 1,903,289	3,583,496
当期末残高	4,962,913	8,546,410

重要な会計方針

１．有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算末日の市場価格等に基づく時価法によっております。（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定しております。）

２．固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産

定率法によっております。

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

当社は、法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

これにより、従来の方法に比べて、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ11,534千円増加しております。

(2)無形固定資産

定額法によっております。

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、原則として社内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

３．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2)賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき当事業年度の負担額を計上しております。

(3)退職給付引当金

従業員の退職に伴う退職金の支給に備えるため、当期末における簡便法による退職給付債務の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。

４．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

注記事項

（貸借対照表関係）

※1有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 （平成24年3月31日）	当事業年度 （平成25年3月31日）
建　　物	84,592　千円	23,594　千円
器具備品	127,549　〃	235,212　〃
計	212,142　〃	258,807　〃

（損益計算書関係）

※1関係会社に対するものは次のとおりであります。

	前事業年度 (自　平成23年4月1日 至　平成24年3月31日)	当事業年度 (自　平成24年4月1日 至　平成25年3月31日)
諸経費	―　千円	97,199　千円

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自　平成23年4月1日　至　平成24年3月31日）

１．発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式（株）	6,000	―	3,000	3,000

(注) 普通株式の減少は、平成24年3月13日付取締役会決議に基づく自己株式の消却による減少であります。

２．自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式（株）	―	3,000	3,000	―

(注) (1)普通株式の増加は、平成24年2月21日付株主総会決議に基づく自己株式の取得による増加であります。

(2)普通株式の減少は、平成24年3月13日付取締役会決議に基づく自己株式の消却による減少であります。

３.剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の 総額（千円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成23年6月29日 定時株主総会	普通株式	30,000	5,000	平成23年3月31日	平成23年6月29日

４．基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	配当金の原資	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成24年6月29日定時株主総会	普通株式	30,000	利益剰余金	10,000	平成24年3月31日	平成24年6月29日

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

１．発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式（株）	3,000	－	－	3,000

２．自己株式の種類及び株式数に関する事項
該当事項はありません。

３.剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成24年6月29日定時株主総会	普通株式	30,000	10,000	平成24年3月31日	平成24年6月29日

４．基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
平成25年6月28日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次の通り提案しております。

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	配当金の原資	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成25年6月28日定時株主総会	普通株式	30,000	利益剰余金	10,000	平成25年3月31日	平成25年6月28日

（リース取引関係）

該当事項はありません。

（金融商品関係）

１．金融商品の状況に関する事項
(1)金融商品に対する取組方針
当社は、資金運用については短期的な預金を中心とする安全性の高い金融資産で運用し、必要な資金については内部留保を充てております。

(2)金融商品の内容及びそのリスク
未収委託者報酬については、ファンドという相手方の性質上、信用リスク及び流動性リスクはきわめて低いものと考えております。また、投資有価証券は投資信託であり、投資信託については四半期ごとに時価を把握し、保有状況を継続的に見直しております。
未払金については、全て1年以内の支払期日であります。

(3)金融商品に係るリスク管理体制
①信用リスク（取引先の契約不履行に係るリスク）の管理
売上債権の管理については、社内規程を定め、随時確認を行うなどの管理を行っております。なお、未収委託者報酬については、ファンドという相手方の性質上、信用リスクはきわめて低いものと考えております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理
有価証券投資については、社内ガイドラインにて投資限度額や運用ルール（処分基準）を定めており、投資後も適宜時価を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理
当社は、年度事業計画を策定し、これに基づいて必要となる資金を検討し、充足する十分な手元流動性を維持することで、流動性リスクを管理しております。

２．金融商品の時価に関する事項
貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）を参照ください）。

前事業年度（平成24年3月31日）　（単位：千円）

	貸借対照表計上額(*)	時価(*)	差額
(1)現金及び預金	4,826,115	4,826,115	―
(2)未収委託者報酬	944,716	944,716	―
(3)投資有価証券 その他有価証券	43,194	43,194	―
(4)未払金	(644,600)	(644,600)	―

(*)負債に計上されているものについては、(　)で示しております。

当事業年度（平成25年3月31日）　（単位：千円）

	貸借対照表計上額(*)	時価(*)	差額
(1)現金及び預金	8,192,444	8,192,444	―
(2)未収委託者報酬	2,210,605	2,210,605	―
(3)投資有価証券 その他有価証券	47,112	47,112	―
(4)未払金	(1,459,757)	(1,459,757)	―

(*)負債に計上されているものについては、(　)で示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法

(1)現金及び預金、及び(2)未収委託者報酬
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3)投資有価証券
これらの時価について、投資信託は取引金融機関から提示された価格によっております。

(4)未払金
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（注2）金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成24年3月31日）　（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	4,826,115	―	―	―
未収委託者報酬	944,716	―	―	―

当事業年度（平成25年3月31日）　（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超

現金及び預金	8,192,444	－	－	－
未収委託者報酬	2,210,605	－	－	－

（有価証券関係）

１．その他有価証券

前事業年度（平成24年3月31日現在）　（単位:千円）

区分	取得原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
その他	7,002	7,440	437
小計	7,002	7,440	437
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
その他	51,511	35,754	△ 15,756
小計	51,511	35,754	△ 15,756
合計	58,513	43,194	△ 15,318

当事業年度（平成25年3月31日現在）　（単位:千円）

区分	取得原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
その他	37,315	45,159	7,843
小計	37,315	45,159	7,843
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
その他	2,030	1,952	△ 77
小計	2,030	1,952	△ 77
合計	39,345	47,112	7,766

２．事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）　（単位:千円）

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
1,483,441	1,277,954	12

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）　（単位:千円）

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
114,040	30,924	14,182

（デリバティブ取引関係）

該当事項はありません。

（退職給付関係）

１．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を、また、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を採用しております。

２．退職給付債務に関する事項　　（単位：千円）

	前事業年度 （平成24年3月31日）	当事業年度 （平成25年3月31日）
(1) 退職給付債務	199,976	268,531
(2) 退職給付引当金	199,976	268,531

(注) １．当社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。
(注) ２．当社の退職給付債務は退職一時金のみです。

３．退職給付費用に関する事項　　（単位：千円）

	前事業年度 （平成24年3月31日）	当事業年度 （平成25年3月31日）
(1) 退職給付費用	66,790	64,787

(注) １．当社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。
(注) ２．金額には確定拠出年金への掛金支払額を含んでおり、前事業年度で12,680千円、当事業年度で13,971千円であります。

４．退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

当社は簡便法を採用しておりますので、基礎率等については、記載しておりません。

（税効果会計関係）

１．　繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 （平成24年3月31日）		当事業年度 （平成25年3月31日）	
繰延税金資産				
未払事業税	4,898	千円	16,142	千円
貸倒引当金繰入限度超過額	―	〃	11,347	〃
賞与引当金損金算入限度超過額	27,004	〃	35,285	〃
退職給付引当金損金算入限度超過額	71,271	〃	95,704	〃
その他有価証券評価差額金	5,459	〃	―	〃
移転関連費用引当金損金算入限度超過額	15,755	〃	―	〃
減価償却超過額	12,745	〃	1,067	〃
敷金償却超過額	19,348	〃	―	〃
その他	3,334	〃	11,680	〃
繰延税金資産 小計	159,817	〃	171,228	〃
評価性引当額	―	〃	△11,347	〃
繰延税金資産 合計	159,817	〃	159,881	〃
繰延税金負債				
その他有価証券評価差額金	―	〃	△2,767	〃
投資有価証券売却益益金不算入額	△398,925	〃	△398,925	〃
繰延税金負債 合計	△398,925	〃	△401,693	〃
繰延税金資産(負債)の純額	△239,107	〃	△241,812	〃

２．　法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 （平成24年3月31日）		当事業年度 （平成25年3月31日）	
法定実効税率	40.69	%	―	%
（調整）				
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△4.14	〃	―	〃
税率変更による期末繰延税金負債の減額修正	△2.30	〃	―	〃
その他	0.49	〃	―	〃
税効果会計適用後の法人税等の負担率	34.73	〃	―	〃

当事業年度は法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しております。

（持分法損益等）

該当事項はありません。

（セグメント情報等）
（セグメント情報）
当社は資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

（関連情報）
１．製品及びサービスごとの情報
単一の製品・サービスの区分の営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

２．地域ごとの情報
(1)営業収益
内国籍投資信託又は本邦顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2)有形固定資産
本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

３．主要な顧客ごとの情報

顧客の名称	営業収益
PIMCO 米国ハイイールド債券 通貨選択型ファンド（ブラジル・レアルコース）	2,429,898千円

（注）当社は約款に基づき投資信託財産から委託者報酬を得ているため、当該投資信託を顧客として上表は記載しております。

（報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報）
該当事項はありません。

（報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報）
該当事項はありません。

（報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報）
該当事項はありません。

（関連当事者情報）

１．関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者の取引

（ア）財務諸表提出会社の親会社

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容又は職業	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）

親会社	三井住友トラスト・ホールディングス㈱	東京都千代田区	261,608	持株会社	（直接）100%	役員の兼任	投資有価証券の譲渡	67,316	―	―

（注）1．上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。
2．取引条件及び取引条件の決定方針等
①投資有価証券の譲渡
投資有価証券の譲渡価格については、第三者による鑑定評価額により決定しております。

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容又は職業	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	三井住友トラスト・ホールディングス㈱	東京都千代田区	261,608	持株会社	（直接）100%	役員の兼任	経営指導料の支払	97,199	―	―

（注）1．上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。
2．取引条件及び取引条件の決定方針等
①経営指導料
取引条件については、一般取引条件を勘案して決定しております。

（イ）財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等
該当事項はありません。

（ウ）財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容又は職業	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
兄弟会社	住友信託銀行㈱	大阪市中央区	342,037	信託業務及び銀行業務	―	営業上の取引役員の兼任	投信販売代行手数料等の支払	2,721,441	未払手数料	286,815
							投資助言費用の支払	820,269	未払費用	104,322
兄弟会社	すみしん不動産㈱	東京都中央区	300	不動産仲介業務	―	―	投資有価証券の譲渡	185,484	―	―
							自己株式の取得	1,509,705	―	―
兄弟会社	住信ｶｰﾄﾞ㈱	東京都中央区	50	クレジットカード業務	―	―	投資有価証券の譲渡	494,720	―	―
							自己株式の取得	1,207,764	―	―
兄弟会社	住信情報ｻｰﾋﾞｽ㈱	大阪府豊中市	100	コンピュータ関連業務	―	―	投資有価証券の譲渡	729,782	―	―
							自己株式の取得	301,941	―	―

（注）1．上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2．取引条件及び取引条件の決定方針等
① 投信販売代行手数料
ファンド毎の手数料率については、一般取引先に対する取引条件と同様に決定されております。
② 投資助言費用
各助言案件について、それぞれ合理的な水準にて助言料率を決定しております。
③ 投資有価証券の譲渡及び自己株式の取得
投資有価証券及び自己株式の譲渡価格及び取得価格については、第三者による鑑定評価額により決定しております。

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容又は職業	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
兄弟会社	三井住友信託銀行㈱	東京都千代田区	342,037	信託業務及び銀行業務	―	営業上の取引 役員の兼任	投信販売代行手数料等の支払	6,006,973	未払手数料	613,819
							投資助言費用の支払	2,226,006	その他未払金	221,229

(注) 1．上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2．取引条件及び取引条件の決定方針等
① 投信販売代行手数料
ファンド毎の手数料率については、一般取引先に対する取引条件と同様に決定されております。
② 投資助言費用
各助言案件について、それぞれ合理的な水準にて助言料率を決定しております。
3．平成24年4月1日付で以下の兄弟会社は合併し、商号及び所在地の変更を行っております。

旧商号	新商号	所在地
住友信託銀行(株)	三井住友信託銀行(株)	東京都千代田区
すみしん不動産(株)	三井住友ﾄﾗｽﾄ不動産(株)	東京都中央区
住信ｶｰﾄﾞ(株)	三井住友ﾄﾗｽﾄ・ｶｰﾄﾞ(株)	東京都港区
住信情報ｻｰﾋﾞｽ(株)	三井住友ﾄﾗｽﾄ・ｼｽﾃﾑ＆ｻｰﾋﾞｽ(株)	東京都府中市

（エ）財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等
該当事項はありません。

2．親会社又は重要な関連会社に関する注記
(1)親会社情報

前事業年度（平成24年3月31日）
三井住友トラスト・ホールディングス株式会社（東京証券取引所、大阪証券取引所、名古屋証券取引所に上場）

当事業年度（平成25年3月31日）
三井住友トラスト・ホールディングス株式会社（東京証券取引所、大阪証券取引所、名古屋証券取引所に上場）

（企業結合等関係）

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）
該当事項はありません。

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

当社は、平成24年1月24日開催の取締役会における決議に基づき、中央三井アセットマネジメント株式会社と平成24年4月1日を効力発生日として合併する旨の「合併契約書」を平成24年1月31日付で締結いたしました。上記契約に基づき、当社及び中央三井アセットマネジメント株式会社は、平成24年4月1日付で合併いたしました。

1．企業結合の概要
(1)結合当事企業の名称及び当該事業の内容
結合企業
名称　　当社
事業の内容　投資運用業、投資助言・代理業、第二種金融商品取引業
被結合企業
名称　　中央三井アセットマネジメント株式会社
事業の内容　投資運用業、第二種金融商品取引業

(2)企業結合日
平成24年4月1日

(3)企業結合の法的形式
当社を吸収合併存続会社、中央三井アセットマネジメント株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併
合併による新株の発行、金銭の交付および資本金の増加はありません。

(4)結合後企業の名称
三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

(5)その他取引の概要に関する事項
旧住友信託銀行グループと旧中央三井トラスト・グループは、平成23 年４月１日に経営統合を行い、三井住友トラスト・ホールディングス株式会社（平成23 年４月１日付で中央三井トラスト・ホールディングス株式会社が商号変更しております。）が誕生しました。今般、三井住友トラスト・ホールディングス株式会社のグループ会社として、経営統合の目的に鑑み、統合効果を最大化する一環として、当社及び中央三井アセットマネジメント株式会社が合併し「三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社」として発足しました。

２．実施した会計処理の概要
「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）に基づき、共通支配下の取引として処理いたしました。

（１株当たり情報）

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
1株当たり純資産額	1,654,304円66銭	2,848,803円51銭
1株当たり当期純利益	197,729円22銭	235,448円31銭

(注) １．潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
２．1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	前事業年度 (自　平成23年4月1日 至　平成24年3月31日)	当事業年度 (自　平成24年4月1日 至　平成25年3月31日)
当期純利益	1,147,477千円	706,344千円
普通株主に帰属しない金額	―	―
普通株式に係る当期純利益	1,147,477千円	706,344千円
期中平均株式数	5,803株	3,000株

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

(1)自己又はその役員との取引

自己又はその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

(2)運用財産相互間の取引

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

(3)通常の取引条件と異なる条件での親法人等又は子法人等との取引

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。

(4)親法人等又は子法人等の利益を図るためにする不必要な取引

委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

(5)その他親法人等又は子法人等が関与する不適切な行為

上記(3)及び(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1)定款の変更

委託会社は、平成25年4月1日に取締役の役位としての会長を削除しました。

(2)訴訟事件その他の重要事項

平成25年7月30日現在、訴訟事件その他委託会社及びファンドに重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実は生じておりません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)受託会社

①名称　　：三井住友信託銀行株式会社

②資本金の額：342,037百万円（平成25年3月末日現在）

③事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2)販売会社

名称	資本金の額（百万円） （平成25年3月末日現在）	事業の内容
三井住友信託銀行株式会社	342,037	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
岡三証券株式会社	5,000	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
三井生命保険株式会社	167,280	保険業法に基づき生命保険業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1)受託会社

当ファンドの受託会社として、投資信託財産の保管・管理等を行います。

(2)販売会社

当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金・償還金及び一部解約金の支払い、収益分配金の再投資、運用報告書の交付並びに口座管理機関としての業務等を行います。

3【資本関係】

(1)受託会社

該当事項はありません。

(2)販売会社

該当事項はありません。

（参考）再信託受託会社

①名称　　：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

②設立年月日　：平成12年6月20日

③資本金の額　：51,000百万円（平成25年3月末日現在）

④事業の内容　：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

⑤再信託の目的：原信託契約に係る信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産の全てを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

第3【その他】

(1)金融商品取引法第15条第2項本文に規定するあらかじめ又は同時に交付しなければならない目論見書（以下「交付目論見書」といいます。）の名称を「投資信託説明書（交付目論見書）」、また、金融商品取引法第15条第3項本文に規定する交付の請求があった時に直ちに交付しなければならない目論見書（以下「請求目論見書」といいます。）の名称を「投資信託説明書（請求目論見書）」と記載することがあります。

(2)目論見書の表紙等に委託会社又は受託会社のロゴ・マーク、ファンドの図案及びキャッチコピーを記載することがあります。

(3)目論見書の表紙等に以下の趣旨の事項を記載することがあります。

①ファンドの信託財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。

②本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

③交付目論見書にはファンドの約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されております。

④ファンドに関する請求目論見書は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。

⑤ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

(4)目論見書の表紙に目論見書の使用開始日を記載します。

(5)目論見書の表紙等にファンドの管理番号等を記載することがあります。

(6)交付目論見書の表紙等に委託会社のインターネットホームページのアドレスに加え、他のインターネットのアドレス（当該アドレスをコード化した図形等も含みます。）を掲載し、これらのアドレスにアクセスすることにより基準価額等の情報を入手できる旨を記載することがあります。

(7)有価証券届出書に記載された内容を明瞭に表示するため、目論見書にグラフ、図表等を使用することがあります。

(8)目論見書は電子媒体などとして使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。

(9)目論見書に投信評価機関、投信評価会社等によるレーティング、評価情報及び評価分類等を表示することがあります。また、投資対象の投資信託証券等に関して、投信評価機関、投信評価会社等によるレーティング、評価情報及び評価分類等を表示することがあります。

(10)有価証券届出書に記載された運用実績の参考情報のデータを適時更新し、目論見書に記載することがあります。

独立監査人の監査報告書

平成２５年７月１０日

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
取　締　役　会　　御中

有限責任監査法人 ト ー マ ツ

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　公認会計士　佐 藤 智 治　　印

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているDC新興国株式インデックス・オープンの平成２４年５月１１日から平成２５年５月１０日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、DC新興国株式インデックス・オープンの平成２５年５月１０日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

その他の事項

ファンドの平成２４年５月１０日をもって終了した前計算期間の財務諸表は、前任監査人によって監査されている。前任監査人は、当該財務諸表に対して平成２４年６月１５日付けで無限定適正意見を表明している。

利害関係

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ １．上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

２．財務諸表の範囲にはＸＢＲＬデータ自体は含まれておりません。

次へ

独立監査人の監査報告書

平成25年６月７日

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	髙 波 博 之 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	白 川 芳 樹 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊 藤 浩 之 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社の平成24年４月１日から平成25年３月31日までの第27期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社の平成25年３月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。